

平成 2 4 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・招 集 平成24年 6 月19日
- ・開 会 平成24年 6 月19日
- ・閉 会 平成24年 6 月20日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	齋	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	産業課長
総合支所	長	産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民福祉課長
総務課	参事	産業建設課長
住民課	長	総務課主幹
福祉課	長	
教育	長	生涯学習課参事
生涯学習課	長	
監査委員事務局	長	農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成24年第2回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、11番、
田中勝吉議員及び1番、品田好博議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、こ
れを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る6月13日に議会運営委員会を開き、本日開
会の定例会の会期等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者が3人、町長から提出されております案件が18件で
あります。内訳は同意1件、議案17件です。議会提出案件として、特別委員会付託
案件の委員長報告、議会発議、財団法人等からの経営状況についての報告等が予定さ
れております。

一般質問及び提出議案の件数、発議件数、報告件数から判断いたしまして、本定
例会の会期は本日6月19日に開会して、明日6月20日までの2日間とすることが
妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本
日から6月20日までの2日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとお
りあります。

以上で諸般の報告を終わります。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

平成24年第2回大空町議会定例会に当たり、行政報告を申し上げます。

3月16日、大空町青少年問題協議会を開催してございます。町内の児童生徒の
生活状況、問題行動の有無などについて、意見交換を行ったところでございます。

3月20日から23日、選抜高等学校野球大会、女満別高校が甲子園大会に出場
いたしました折に、兵庫県のほうへ応援に出向いたところでございます。21日開会
式、32校の中で1番目に、堂々と行進しながら入場いたしました。翌日22日の第
1試合ということでありました。地元から、また近在から駆けつけてくださいました
1,000名の応援団とともに応援いたしましたところではありますが、残念ながら0対6
ということで九州学院に敗れ、初戦を飾ることはできなかったところでございます。

3月28日、北網地域医療再生事業運営委員会が北見市で開催されました。公的
病院に限らず、地域の中核病院に対する取り組みなどについて、支援を要請したとこ
ろでございます。

3月29日、大空町農業再生協議会水田部会を開催いたしました。農業者の戸別
所得補償制度の産地資金の内訳等について説明し、平成24年主食用米の配分につい
て協議を行ったところでございます。

4月7日は大空町障がい者福祉センター開所式でございます。町内の関係者を中

心に、少人数で実施しました。現在の入所者は3名という状況になってございます。

4月21日、札幌大空町東藻琴会が札幌市で開催され、出席いたしました。46名の出席があったところでございます。甲子園出場に対して、ふるさと会からもいろいろな御支援をいただきました。そのお礼を申し上げると同時に、芝桜公園の近況などについて御説明させていただいたところでございます。

4月24日から27日までは、札幌市でさまざまな会議、また、要請事項などに携わりました。一つ目といたしまして、北海道道路整備促進協会、北海道治水・防災・海岸事業促進同盟及び北海道災害復旧促進協会通常総会でございます。いずれも平成24年度の活動方針を決定いたしましたところであります。特に道路の関係におきましては、高速道路の整備の中で、足寄―陸別間の凍結されている区間の復活、これを最優先に行動していこうということが確認されました。

さらに、JR北海道に対するSL運行継続要請ということで、私どものほか網走市、小清水町、斜里町、北見市、美幌町と連名で要請活動を行ったところであります。本年度については、北見市と知床斜里間を6月30日、7月1日に運行する運びとなっております。

北海道女満別高等学校2間口要望、北海道教育委員会新しい高校づくり推進室へ要望させていただきました。私のほか、議長、PTA会長、女満別高等学校教育振興協議会長などとともに要望活動を行ったところでございます。

北海道電子自治体共同運営協議会定時総会でございます。災害時におけるIT環境の保護対策等について説明を受けたところでございます。

北海道酪農振興町村長会議総会でございます。平成24年度の活動方針を確認いたしましたと同時に、TPPを巡る動向について北海道から説明を受けたところでございます。

北海道町村会定期総会でございます。平成24年度の活動方針を決定すると同時に、釧路市出身であります前内閣官房副長官の瀧野氏の講演を聞いたところであります。瀧野氏は、鳩山、菅両内閣の内閣官房副長官として活躍されておりました。その当時の政策決定における裏側などについての、いろいろなお話を伺ったところでございます。

5月1日は女満別空港整備利用促進協議会を開催いたしました。各種空港路線の優遇制度について、各市町村、会員の皆様に御説明すると同時に、空港のにぎわいづくり事業などについても説明を行いました。平成24年度の活動方針といたしまして、LCCなどの誘致についても積極的に取り組んでいくことを確認したところでございます。

5月10日は大空町農業再生協議会、総会に当たるものでございます。平成23年度の決算、平成24年度の予算などについて説明し、御理解を賜ったところでございます。

5月16日は大空町国民健康保険運営協議会、国民健康保険における平成23年度の決算見込み、また、医療費の状況、税収の見込み、基金の状況などについて説明申し上げ、税率等の引き上げについて御答申をいただいたところでございます。

5月21日、3町農業推進協議会総会が美幌町で開催されました。平成24年度

の活動方針を確認すると同時に役員改選を行い、全員が再任という形になりました。また、普及センター活動の説明などを受けたところでございます。

同じく5月21日、大空町交通安全防犯推進委員会、各団体の運動の取り組み状況などについて説明申し上げ、平成24年度の活動方針を決定すると同時に、その活動に対する皆様の御協力を要請したところでございます。

5月24日から25日にかけては、航空会社表敬訪問及び就航要請ということで、東京都、札幌市に出向いております。北海道国際航空、日本航空、全日本空輸などについては、旅客便の大型化、期間の延長、時間帯の調整などで御配慮いただいた部分に対するお礼を申し上げると同時に、ジェットスタージャパン、LCCの航空会社でありますけれども、こういったところには女満別空港乗り入れの要請をしたところでございます。

5月26日、旭川地区女満別会、12名の出席、裏にまいりまして、同じく5月26日、旭川東藻琴会、15名の出席ということで開催され、出席いたしました。どちらの会も会員の高齢化、また、出席者の固定化、参加数の減というような課題を持っているようでございます。

5月27日は全国小さくても輝く自治体フォーラム、東川町で開催されておりましたものに参加いたしました。小さな町村の取り組み事例などをお聞きしたところでございます。政策の中には夢のある、そういった政策も必要なのだと、改めて感じさせられたところでございます。

5月29日、オホーツク町村会役員会及び臨時総会ということで、今年度の研修計画、採用試験の日程、各種委員の選任などを行うと同時に、行政課題における意見交換などをしたところでございます。同日、国民健康保険連合会オホーツク支部定期総会も開催されてございます。こちらは定期総会ということでございますので、平成24年度事業計画を承認すると同時に、役員などの補充選任を行ったところでございます。

5月31日は大空町地域包括支援センター運営協議会を開催いたしました。高齢者や要介護者の町内の状況を説明すると同時に、平成24年度の活動計画を確認させていただいたところでございます。

6月1日、オホーツク圏活性化期成会であります。平成24年度の活動方針、また、中央要請の日程などを決めると同時に、一部役員の補充を行ったところでございます。同日、オホーツク地域づくり連携会議が開催されてございます。北海道総合計画の見直し年に当たり、オホーツク地域の課題などについて意見交換を行いました。

6月2日、オホーツク圏活性化期成会といたしまして、自由民主党に要望を行いました。これは、二階代議士、福井代議士、武部代議士、3代議士が来管されたということで地域の医療、また、TPPなど経済連携協定の問題、農業農村整備事業の課題、高速道路の整備、JR貨物の存続、地方空港などさまざまな分野について要請活動を行ったところでございます。

6月6日は航空会社国際チャーター便の就航要請ということで、東京都へ出向きました。ジンエアー、韓国の会社であります。親会社が日本の国際航業ということもありまして、そこに要請を行ったところであります。10月に1便国際チャーター

便が予定されておりますが、その後冬期間の実施について、その可能性を探ることについて懇談させていただきました。また、中華航空、これは台湾を本拠地としておりますが、こちらに対する要請活動も行ったところではありますが、ぜひ東京事務所ではなく、本社への要請が必要ではないかと、そんなアドバイスをいただいたところでございます。

6月7日、国営畑かん斜網地域維持管理協議会が小清水町で開催されました。平成24年度の活動計画を承認したこととあわせて、活動の中で国営造成施設維持管理費の国の全額負担を求めるような、そんな運動をしていこうということと、小水力発電の可能性について検討していこうということが意見交換の中で出されて、了承されたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 同意第7号

◇議 長 日程第5、同意第7号 大空町監査委員の選任についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから同意第7号 大空町監査委員の選任についてを採決します。
お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、同意第7号 大空町監査委員の選任については、同意することに決定しました。
ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時22分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
諸般の報告を行います。

6月12日に教育委員会が開催され、教育委員長の互選が行われ、説明員として、新教育委員長になられた相馬隆教育委員長が本日出席しておりますので、御紹介いた

します。

◇**教育委員長** このたび、6月12日に行われました大空町教育委員会会議におきまして、教育委員長の職に就任することになりました相馬隆です。重責を担うことになり、大変身の引き締まる思いでございますが、先輩諸氏がこれまで築いてこられた本町の教育理念や伝統をしっかり引き継ぎ、堅持するとともに、大空町教育のさらなる充実、発展に全力で取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様の温かい御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが就任に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

◇**議 長** 次に、先ほどの監査委員選任同意後、直ちに町長から辞令交付が行われました。代表監査委員として本会議に出席されます、近藤克郎代表監査委員を紹介します。

◇**代表監査委員** 先ほど監査委員として同意いただきました、近藤克郎でございます。このような機会をつくっていただき、議長を初め議員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。私は、初めて監査委員という重責を担うことになりましたが、常に公正で公平な監査に心がけ、議会、町民から信頼される監査委員となれるように取り組んでまいりたいと思います。議員の皆様のこれからの御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

◇**議 長** これで諸般の報告を終わります。

◎日程第6 議案第16号

◇**議 長** 日程第6、議案第16号 大空町自治基本条例制定についてを議題とします。本件は、平成24年第1回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として、自治基本条例審査特別委員会に付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について、自治基本条例審査特別委員会委員長の報告を求めます。

自治基本条例審査特別委員会委員長 近藤哲雄議員。

◇**自治基本条例審査特別委員会委員長** (提案理由説明)

◇**議 長** 別に発言もないようですので、これから採決します。
御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
これから議案第16号 大空町自治基本条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号 大空町自

治基本条例制定については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 大空町自治基本条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第9号

◇議 長 日程第7、発議第9号 自治基本条例審査特別委員会の廃止に関する決議を議題とします。

本件は、大空町議会会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから発議第9号 自治基本条例審査特別委員会の廃止に関する決議を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第9号 自治基本条例審査特別委員会の廃止に関する決議は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8

◇議 長 日程第8、議会基本条例策定特別委員会の審査報告についてを議題とします。

議会基本条例策定特別委員会から、大空町議会会議規則第76条の規定に基づく審査報告書の提出があります。

本件について、委員長の報告を求めます。

議会基本条例策定特別委員会委員長 植田泰弘議員。

◇議会基本条例策定特別委員会委員長 （提案理由説明）

◇議 長 これで議会基本条例策定特別委員会の審査報告については終わります。

◎日程第9 発議第10号

◇議 長 日程第9、議案第10号 大空町議会基本条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6番、植田泰弘議員。

◇植田議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第10号 大空町議会基本条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第10号 大空町議会基本条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第11号

◇議 長 日程第10、発議第11号 議会基本条例策定特別委員会の廃止に関する決議を議題とします。
本件は、大空町議会会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略いたします。これに御異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。
これから、発議第11号 議会基本条例策定特別委員会の廃止に関する決議を採決します。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第11号 議会基本条例策定特別委員会の廃止に関する決議は原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時56分
再開 午前11時06分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 一般質問

◇議 長 日程第11、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 おはようございます。質問に先立ち、先ほど自治基本条例、議会基本条例が成立いたしました。その条例に従いまして、議員のお仕事であります一般質問をさせていただきます。

6月に入り気温の低い日が続きましたが、ようやくお日様が顔を出し、暖かくなってまいりました。農作物も元気を取り戻し、田畑も山々も緑が色濃くなり、沿道にも各家庭のお庭にも花や木の緑が目にしみます。我が大空町も決して緑が少ないわけではありません。公園に、そして役場の周りにも、東藻琴総合支所の周りは本当に素晴らしい景観をなしていると思います。ただ、他町村にあるような身近な森林浴のできる道路沿いとか公園が少ないがために、子供たちやお年寄りには樹木に触れる機会を逸しているように思います。森林浴をすることは、森や樹木の香り、フィトンチッドというそうですけれども、そういったものを出す樹木は感情を豊かにし、ストレスを和らげ、神経を安定させると研究者は申しております。私の友人は、江別市の野幌森林公園の近くに住んでおりまして、朝と夕方、1日2回御主人と2人でお散歩をするそうではありますが、76歳の高齢者の夫妻がとても元気で、肌もつやつやしております。たまに用事があって休んだりしますと、何か忘れ物をしたようでおかしいのよと、そのお友達は同窓会の折に話ししておりました。

先月5日の連休の終わり、6日の日曜日でございますが、トマップ川公園に町民有志の方たちが梅の苗木を植えましたことは、広報等で皆様も御存じだと思います。当日は、町長を初め副町長、役場職員の皆さん、小さなお子さんからお年寄りの方たち、銀婚式を迎えた御夫妻、子供さんが生まれた記念に、小学校へ入った記念にと大勢の町民の方たちが集まって梅林をつくろうという意気込み、きっと10年後、5年後、いいえ3年後には花が咲き実がなり、町民の憩いの場所になることでしょう。それまでの管理や保全を次の世代を担う人たちが、いいえ私たちが、私たち町民が守り育てていく気持ちを持ちたいものです。だって、私たちの公園ではありませんか。

さて、この梅の苗木を植えた何日か後、私の携帯に梅の木を国道のそばの公園に植えたようだけれども、あんなちゃちなものでなくて、もっと大きな木を植えたらどうだいと言ってきた方がございます。名も告げず、顔も見えません。しかし、その方のお話をじっくりと伺いました。その方のおっしゃるには、女満別には運動公園、朝日ヶ丘公園、駅のそばのパークゴルフ場と、人の数より公園がある。どれも胸を張って人様に自慢のできる公園ではない、そのようにおっしゃいました。私は、そうですか、素晴らしい公園ではないですかと言いましたら、あんな、運動公園に行ったことあるかい、最近行って見たのかい、そう言われまして、私は運動公園へ翌日……5月10日でした、手帳を見ましたら。運動公園へ行きましたら、花どころか葉もまだ出ておらず、荒涼としておりました。それから10日後の2度目は5月21日、行ってみましたら、少し青いものが見え出し、子供たちも、午後からでしたもので、何人か遊んでおりました。3度目は5月31日に行きましたら、ムラサキツツジが咲き、スイセン、シバザクラが咲き、桜もちらほらと咲いておりました。小鳥もさえずり、もう少

し人々が集まっていたら、あんな電話をもらわなくてもよかったのになというふうに思い、帰りました。4度目は6月8日にもう一度行ってみました。入ってすぐの右のほうに小高い丘がありまして、黄色や白のツツジが咲き乱れておりました。しかし、丘の下の方の木は枯れ木が目立ち、散策路の桜の木も枯れておりました。ああ、このことを電話の人は言いたかったのかと思い知らされました。昨日私は、この質問のためにもう一度しつこく運動公園へ行ってみました。非常にうれしいことに、この枯れ木のところに、枯れ木に花を咲かせましょうでもありませんけれども、青い芽がぽつぽつと出ておりました。ああ、やっぱり公園管理をしてくださる方たちは、これを見ていたから刈り取らなかったのだなというふうに思い、この一般質問を電話のおじさん聞いていらっしゃるのでしょうか。ぜひ公園へ行って見ていただきたいと思います。その方たちや町民の皆様がもし気がついたら枯れ枝を取り、草むしりをするような、きれいにしましょう、私たちの公園なのだからとお訴えをしたいと思います。

それと同時に、町長にお伺いをいたします。公園の管理や清掃を役場職員や下請の人たちに任せるのではなく、植木に興味のある町民に応援をしてもらうような手だてをどのように考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

次に、関連いたしまして、植樹をするまちづくりであります。町民が自由に植木を植えたりできるコーナーを各公園の1カ所に定めていただきたいとお願いするものであります。このことについても、昨日トマップ川公園へ行ってみましたら、5月6日に植えた梅はもう葉っぱがすごく茂っておりましたし、枯れていたなと思った斜面、向こう側のほうの道路ではなく反対側のがけのほうの木も葉っぱが出ていて、そんなコーナーをつくってほしいというふうにおねだりをするような空き地がないというふうに思いまして、しまった、この質問はどうしようかなと思いましたけれども、原稿を書いてしまいましたので、厚かましくお願いいたします。

先ほども申し述べましたが、梅の苗木を植える折に物すごくたくさんの方たち、本当に我々議会が議会報告すると言っても、せいぜい20人か30人集まってくればいいほうでありますけれども、当日梅林を植えるときはちょっと小さな梅雨のような雨が降っておりましたけれども、大げさに言うと……60人は確実にいたと思います。その中には町長以下役場の職員も20人はいたと思いますけれども、でもそんなにたくさんの方々が植木に関心を持って集まってきてくださったということは、町に対する、植樹に対する関心度は高いものがあると思います。何らかの記念に植木鉢で育てていたけれども、大きくなったからなどなど、いろいろあろうかと思います。小学校入学の記念にお子さんと一緒に植えた木を手入れして大きく育ったとき、そのお子さんが大人になり、公園の樹木に関心を持ってくださるのではと期待を込めまして。

また、私は昨年、この場から研修会館の周辺の樹木を伐採したことに対してお伺いをいたしました。1年が経過いたしました。やはり研修会館の周りも歩いてみました。以前の駐在所が取り壊されて、切り株が大変道路から目立ちました。ああ、あそこはただ切り株ではなくて、ちょっと一休みする腰かけなのかというふうに思えば何にも気にはなりませんけれども、あの中へ入っていく人も夜暗くなって入っていく人もいないでしょうけれども、お年寄りがもし万が一間違っつまずいて転んだとか、子供さんが上から飛びおりてけがをしたとかといったときには、それは一体だれの責

任になるのでしょうか。これらを含めて、今の切り株も含めて、今後どうなさるのかお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

中堀君子議員の一般質問を続けます。

山下町長。

◇町 長 中堀議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

運動公園は、昭和55年に供用開始してございます。公園内にはエゾヤマザクラ、ヤマモミジ、シラカバなど約5,000本ほどの樹木が植栽をされております。30年以上経過して老木となっているものも多くなってきておりまして、枯れている樹木も年に何十本かずつ出てきております。これらは、枯れたものであれば倒伐をして、その後に企業の御協力などもいただきながらニレや桜など植樹を進めてきているところであります。樹木でありますので、定期的にしっかりと確認をするというか、監視をするというか、観察をするというか、そういうことをしっかりとしながら、樹木を絶やさないようにこれからも管理をしていきたいと、このように思います。管理の主体は、今現在は業務委託という形で企業の方々に担っていただいておりますが、その監視、観察等については町の職員もあわせて行っているということで、任せたまにしておくということではないという状況にございます。また、管理などにつきましては、基本的に町の公園ということで、今までは町として今言った業者の方々、特にボランティア団体などの御要請がありまして、そういう方々の力を借りて管理をしている状況にあります。

また、町の中には花いっぱい運動などで花の管理なども各自治会などをお願いをしている経過にありますけれども、最近なかなかそういったことも困難な状況になってきております。こういった樹木の管理などもボランティアということで、町民の方から意見があるときにはそういう方々のお力添えをいただくことも十分検討しますけれども、これを行政の側から発信をしてしまいますと、やり方によっては押しつけられているというような形で受けとめられかねない、そういうところもあります。こういったところ、どのように町民の皆さんの機運を盛り上げていけるかということについては考えてまいりたいと、このように思います。

また、町民の皆さんが気軽に植樹できる場所、公園の一角を開放して、そういうものがないかということでございます。町内には数カ所の公園がございます。その敷地の中は、決して私は樹木が少ないということは思っておりません。また、公園を機能的に使うことができるということを一方で確保しながら、必要とされる樹木というものが配置されているものと、このように思っております。町民の方が自由にとい

いでしょうか、そこのスペースはいつでもいいのですよというような形で開放するという形での公園の中での植樹ということでいきますと、場所を選定するというのは非常に難しいというふうに私自身今思っております。一方で緑化というものは必要でありますし、記念的な植樹というものも重要ではないかなと、そのように思います。どのようにその後管理していくのかということについて十分考えなければなりませんけれども、そういったものを今ある公園の内部ということではなくて、例えば別な場所も含めてどうなのだろうかというようなことの可能性について十分検討してまいりたいと、このように思います。過去には、例えば住吉の町営牧野の活用などで植林をしてはどうだというようなお話もありました。またさらには、今回の御質問、別な方の一般質問の中にもありますけれども、法務省用地の活用の中で将来的にはそういうところを植林場所として確保するのはどうかというふうな意見もございます。従来の町有林というものにつきましては、経済の一環として植樹をして木を育て、それを売り払って財産にするというような考え方での植林、町有林という考え方がありましたけれども、別な視点で持つ、町の所有する山林といいましょうか、林地というものがあってもいいのではないかなと、そのように考える面もございます。そういうような視点もあわせ持ちながら検討をさせていただきたい、このように思います。

3点目の御質問で、昨年ゲートボールセンターにありましたシラカバなどを伐採した経過でございます。その節御指摘がありまして、切り株が高いというようなお話もございましたので、駐車場に隣接するところの切り株については低く切り直させていただいたところでございます。また、この春になって駐在所用地の周辺にありましたシラカバの切り株、建物がなくなった関係でその部分が露出したような形になってございます。その部分について職員は見回りをしたそうでありまして、今の高さ、先ほど言ったようにつまずかないかといいますと、確かに1センチでも2センチでもあれば、それはつまずくことになろうかと思っておりますけれども、今の高さであれば大きな危険要素はないのではないかと、そのように判断をいたしましたところでございます。もう一度私自身も確認をしてみたい、そのように思っておりますけれども、今時点ではそんな受けとめ方をしていたということで御報告を申し上げたいと思います。

また、伐採をした後、植樹をするというようなことでこの場でお話をさせていただいておりました。御存じのとおり、警察官駐在所がこの春移転をして、あそこのところの建物がなくなったということがあります。また、一方では役場と研修会館の間の3丁目線の現在改良中ということで、一部その公園側といいましょうか、いこいの広場の側に入って作業している部分もございます。さらに、この議会で御提案をさせていただいておりますけれども、研修会館通り線、研修会館の前、ゲートボールセンターの前を行く道路、さらには西3条線といいまして、役場と研修会館の南側の通りの道路、これなどの歩道などもこの定例会の補正予算として改良の予算を上げさせていただいております。この研修会館の周りがそういった工事で一変するというふうに思っております。それに合わせて、どこの場所に植栽が可能かということを考えてまいりたいと、このように思っておりますので、こちらの点についてはもう少しお時間を賜りたい、このように思っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

◇議 長 2 番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございます。

確かに町長がおっしゃるように、行政から押しつけられて草を取るとかというふうには言われないようにと思って私はこのたび質問に立ちました。場所は、先ほども言いましたようにトマップ川公園も運動公園も、もちろん駅のそばも、そんな小さな1坪ほどのところであればあるでしょうけれども、初めから小さな場所ではなくて、やっぱり大きな場所ですから、ああ、これは失敗したな、先ほども言いましたようにこの質問失敗したなと自分で思ったぐらい、きのうあたりはどちらの公園も青々と木が茂っておりまして、空き地はないというふうに私自身確認しております。

しかし、よその町、他町村と比較してはいけないのですけれども、先ほども言いましたように木から出る香料というか、芳香療法というのだそうですけれども、下川町では森林環境教育といって幼児から高校生まで方向療法、いわゆるアロマセラピーをかぐというか、そういう木のあるところへ常に出かけていって森林浴をしているというふうに伺いました。また、北海道新聞に出ておりましたけれども、苫小牧では「道新ぶんぶんの森」植樹会といいまして、市民が森をつくっている。北見市でも市民植樹祭といって、「緑と花と市民の会」といって、これは行政が押しつけているのではなくて、やっているというようなことで、やはり木を植えて、きのう植えてきょう花が咲くとかというものではないのですから、長い目で見て育てていかなければ、森林浴をするといってもできないと思うのです。ですから、私はどこか山の中へ木を植えてくださいではなくて、例えば町長が毎日歩いていらっしゃいますけれども、その歩いている頭の上に木があるような、自然に森林浴のできるような町づくりをしてみてはいかがでしょうか。ということで、例えば道道に、これは道道ですから町の関係ではないけれども、つい6月の1日に私も道道空港線にお花を植えました。あそこに松がありますけれども、松の香りがあるのかしらと、常に我が家の前をかいてみても、鼻にちくちくくるぐらいで余りにおいませんけれども、ああいう道の両側に木があれば、歩いていても運動していても黙っていても、森林浴ができるのではないだろうかということを私は言いたかったのであります。ですから、もちろん長い目で見て、私がこの世にいらなくなってから、ああ、中堀のばあさん、いつかあんなこと言っていたけれども、今見てみろよ、ここ、こんなにすごい森林浴のできる道ができたではないかというふうになっていただきたいと思って、このたび質問いたしました。

森があることにより渡り鳥が来たり、それからリスとか小動物、たまには迷ってカラスが、嫌なものも来ますけれども、でもスズメや小鳥が来るということは非常に楽しく、我が家でも何カ所かえさ台を置いて、よく見ていましたら、やはり大きな木のあるそばのえさ台にはたくさん小鳥が来るのですけれども、何にもなく、ただぼつんとえさ台だけが立っているところには余り来ないのです。小鳥というのはよくわかっているのだなと思って、できるだけ私も自分の家の周りには今木を植えましたけれども、細っこい木ではいつのことやらと思っておりますけれども、ぜひそういったことで森林浴のできる町づくりをしていただきたいというふうに思いまして、質問に立ち

ました。ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 お話の向きは、森林浴というようにお話になっているかと思います。私の考えとしては、幾ら市街地の中に、道道のそばに木を植えても、それは森林浴にはならない、このように思います。森林というのは、木があればいいということだけではなくて、森林が育っているその植生全体を感じ取るということが大切なのではないのかなと、そのように思います。やはり林の中、森の中を歩いて、木はもちろんでありますけれども、その下に生えている植物、流れている小川、そういうようなものの全体を含めて森林浴というようにことではないのかなと。先ほど言いました下川町でありますとか、近くであれば、例えば津別町が森林セラピーでそれが健康にいいのではないかということで売りに出そうと言っているところも、やはり町の中ではないと思うのです。ただ、町の中に潤いという意味も含めて、樹木はこれは必要だと私は思っております。よく職員とも話をするのですけれども、どちらかというと木があると、木があつて危ない、風吹いて倒れたら危ない。例えば雷が落ちたらどうするのだ、電線に倒れかかったら停電になるぞ、そういうような危険だというような言い方もあろうかと思います。それから、見通しが悪くて交通事故になりかねないので切ってくれというような意見もありますし、日陰になるとか葉っぱが落ちてそれを掃くのが大変だと。枝が落ちるとか、実がなるから、それが落ちて汚いとか、実があるので鳥が来る、虫が来る、樹液が流れる、そういうような話が私どもに日々寄せられます。しかし、一方では木があることによるよさというものもあるので、できる限り何とかそのままやりませんか。しかし、それには日ごろの手入れというものがやはり大切になってくるのではないかなと思って職員などとも話して、常日ごろからそういうものをよく観察をしながら対応していくようにしようというような話をしております。

しかし、一方で先ほど言った身近な森林浴ということであれば、私などは例えばこの大空町の女満別の湖畔などは非常に市街地に近いところにすばらしい天然の林、また湿生も含めたものがあるというふうに考えますと、そういうような森林浴を例えば楽しみたいというようなことであれば、ぜひ湖畔に足を向けていただきながら、その中で満喫していただくということも必要ではないかなと。先ほど私がまた別な場所で、例えばそういうようなものの可能性もあるのではないかというお話をした背景には、旧東藻琴村におきましては平成13年から平成17年までの5カ年間、毎年0.5ヘクタールずつ、5年間ですべてで2.5ヘクタール、しらかば台スキー場の南側の斜面、旧放牧地を活用して、21世紀の森づくりの植栽事業というようなものをしていただいていた。そういうときに、例えば先ほど議員が言われたいろいろな記念の植樹だとか、そしてみんなで手づくりでして、そういうような中でそれをみんなで管理をしていくとか、楽しんでいくとかというようなことにつなげることができるのではないかなと、そんな思いもありまして、お話もさせていただきました。

冒頭申しましたように、私はできるだけそういうものを残していきたいというふうに考えております。ただ、利用の仕方はいろいろあろうかと思っておりますけれども、その

中で今後も町の中で目くばせをしながら対応してまいりたいと思いますし、先ほど言ったように常日ごろの管理を怠るとどうしようもなくなってしまう。それからでは手おくれでありますので、常日ごろの管理をしっかりと行うということを旨に努力をしてまいりたいと思いますので、これからも御指導いただきたいと、そのように思います。

◇議 長 2 番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございます。

町長と私の考えていることは同じではあるでしょうけれども、設置する場所等は、私は安易に考えて道路のそばなんて言っていますけれども、例えば今の言われた湖畔であったり、運動公園であったりと。例えば幼稚園の子供たちは、そこまで行くのに非常に大変な思いをしながら道路を横断したり、先生方は事故につながらないようにと思ってなさるでしょうし、私は幼稚園の先生に伺ったこともないですから、そのことは考えるあれもないのですけれども、ただそういうふうに、いわゆる森林浴、アロマセラピーというものが非常にいいものだということ。先ほど言いました私の同級生、野幌森林公園、そこは本当に……彼女はすばらしい、きれいな肌をしているのです。ですから、何でもかしらと思ったら、随分高い化粧品使っているのでしょうとみんなに、何も使っていない、顔洗ってこれだけよというような、やっぱりそれは森林浴のせいだというふうに最近しみじみと言っているのです。ですから、確かに男の方の考え方と私の、おばあちゃんの考え方とは違うでしょうけれども、必ずしも町の中へつくれということではありませんけれども、ただ先ほども出しました空港通りの、あそこは北海道のあれですから仕方がないのでしょうけれども、たまたまこういうことがあったのです。去年、そこのお花を植えるところへ何か苗木をある方が植えたのだそうです。そうしたら、しかられたと。役場の職員ではないと思うのですけれども、掘り返すというか、業務委託している高齢者就労センターの方だろうと思うのですけれども、の人が来て、だめだ、ここは木を植えるところでないからと言われたということです。せっかく、おれが生きているうちに大きくならないけれどもというふうなことをおっしゃっていました。ですから、それは多分きちんと聞いてからにしなければというふうな話はしましたけれども、その方もお年寄りですから、遠くまで行けないから自分ちの前に、たまたま自分ちの横に花壇があったから植えたのでしょうけれども、あれは使い方違うのだから、仕方がないよ、おじさんというふうにお話はしましたけれども、そういうことも、これは言うまいと思っていたのですけれども、今ちょっと出てしまいましたけれども、そういう事例もありました。

ですから、やっぱり皆さん、特に私どもの年齢になりましたら、遠くまで苗木を持って行って、東藻琴まで持って行って植えようなんていう気持ちにはならないでしょうし、さりとて自分の庭にこれ以上植えるところないし、今私もそうなのですけれども、それこそ桜の苗木がもうこんな太くなって、鉢を割ってしまったのです、ひとりで。ですから、ことしは庭へおろしたのですけれども、そういうものがあつたときに、自分の庭へおろすよりも、どこかへ置いておけばみんなの目に触れるのではないだろ

うかというふうに、そのおじさんの話を聞いてふと思いましたので、御披露いたしましたがけれども、町長の言うことも重々わかります。私の言うことも、また耳のそばにどこかへ置いておいて、身近なところにそういう森林浴のできるような、これを植えたからすぐ2年、3年後に森林浴ができるということではありませんので、気の長い、息の長い樹木を植える行政にしていきたいと思ひまして、質問いたしました。

答弁結構でございます。ありがとうございました。終わります。

◇議 長 これにて、中堀君子議員の一般質問を終了します。

次に、5番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 平成24年第2回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

大項目として1点について質問いたします。豊住小学校の統合後の施設及び跡地対応についてです。中項目として、まず1点目、豊住小学校は平成26年3月に100年以上の歴史に幕を閉じて、同年の4月に統合が決まったが、統合後の施設及びグラウンドなど跡地対応についてどのように考えているのか伺います。

中項目の2点目として、施設及び跡地利用に当たって想定される問題や課題について、そしてまた逆に利点などについて伺いたいと思ひます。

中項目の3点目として、女満別小学校への統合に向けての対応、スケジュール等について伺いたいと思ひます。

以上、町長、教育長に答弁をお願いし、1回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員の一般質問にお答えを申し上げます。

豊住小学校でありますけれども、体育館は平成7年、校舎が平成8年に完成をしております。町の公共施設としては、比較的新しい部類に入るのではないかと、そのように思っております。周辺環境でありますけれども、校舎、体育館のほか、グラウンド、また裏手には畑などもございます。さらに、教員住宅なども配置されており、一部は高齢者クラブなどに、古くなっておりますけれども、貸し付けているものもございます。また、隣接には豊住保育園があるという状況でございます。閉校後の利活用につきましては、この6月に副町長をリーダーとして庁内全課から主幹職を中心とした14名のプロジェクトを編成いたしました。6月11日には、メンバーで学校視察なども行っております。また、全職員に跡地利用のプランなどを今募集をしている状況にあります。活用するその用途によりまして、その課題でありますとか利点というものは変わってこようかなと、このように思ひます。プロジェクトの中でそういった課題、利点など洗い出しをしてまいりたい、このように思ひます。当然そのプロジェクトから庁議での議論を経て、素案というものをつくってまとめていきたいと思ひます。当然議会や関係団体の皆さん、また地域住民の皆さんにも情報を提供して、さらに御意見をいただくというようなこともしていきたい、このように考えているとこ

ろであります。年度中に計画案をまとめ上げることができればいいなど。その計画案がまとめれば、平成25年度中にはその計画案を具体化させるための取り組みを行い、平成26年4月に女満別小学校と豊住小学校の統合というものがありますので、それ以降すぐに計画に取りかけられるようにしていくということが一番望ましいのではないかと、そのように考えているところでございます。今後ともこれに関してはいろいろな機会でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、大勢の皆さんからの御意見などをちょうだいできるように取り組んでまいりたいと、そのように思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 齋藤議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

私からは、3点目の女満別小学校の統合に向けての対応スケジュール等について、御答弁を申し上げたいと思います。小学校の学校統合を進めるに当たりましては、平成20年度から4年間にわたり地域の皆様や保護者の皆さんとともに、子供たちの将来を見据えた建設的な議論を重ねてまいりました。昨年11月には、保護者や地域の皆さんの深い御理解と合意をいただくことができ、女満別小学校と豊住小学校の統合の時期を平成26年4月1日と決定させていただいたところでございます。

今後における学校統合に向けた対応、取り組みでございますが、学校統合に当たっては保護者の皆さんから教育指導内容やその他さまざまな御要望をいただいております。その中であって強く御要望いただいておりますことは、統合前の期間を有効に活用し、子供同士、保護者同士の交流や融和のための取り組みを積極的に展開してほしいということでございました。学校統合に向けては、関係する保護者、児童はもとより、地域の方々におかれましても何かと不安を抱いておられることと存じます。教育委員会といたしましても、少しでもその不安を払拭できるよう、平成24年度と平成25年度の2年間、豊住小学校並びに女満別小学校の校長先生を初めとする先生方や保護者の方々の御意見、御要望を最大限生かしながら計画的に児童交流事業やPTA交流事業などさまざまな取り組みを進めていきたいと考えております。特に本年度においては、ファームスクール事業や合同修学旅行、稲城市との児童交流事業など、従来から豊住小学校、女満別小学校両校で取り組んでまいりました児童交流事業に加えまして、両校での各学年の交流学習の機会を設ける予定でありまして、児童交流の流れをさらに加速してまいりたいと考えております。また、学校におきましても両校職員による統合準備委員会を設立いたしまして、緊密な協力体制のもと合同学習と統合に向けた計画、準備作業を進めることといたしております。学校統合を迎えます平成26年4月1日には、すべての児童、保護者が不安なく女満別小学校の児童として新しいスタートを切ることができるよう、今後教育環境整備や体制整備のため万全を期してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、齋藤議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 どうもありがとうございます。

先般3月3日だったのですが、豊住小学校の100周年の式典がありました。そして、先般6月9日には保育園と自治会との合同の運動会もありました。その中で住民から特に言われているのは、これでもう学校がなくなって運動会もなくなって寂しくなるよね、そういう話をされたり、またどこかの近隣の町のようにこの学校なくなってどこかに売却してしまうのだろうか、そういう話もされました。本当に小清水ではせんべい屋さんになったところもありますけれども、そういうことは決してしてほしくないのだよねという地域からの意見をたくさん聞いております。

それで、この話を進める上でなかなか想像で話ししても具体的なことを言わないと話は見えないのかなと思いますので、自分の私案ですが、意見を述べさせていただきたいと思います。私の個人的な意見としては、ぜひこのまま教育施設で使っていただきたいと思っております。教育施設といってもいろんな形で、保育園もありますし、幼稚園もあります。また学校もありますけれども、その中で本当に地域で子供たちの声が聞こえなくなる、それが寂しいのだ、そういう意見が一番多かったのですが、そのような中で本当に、町長もふれあいトークの中ではいろんな形でこういう質問がされて、答えていらっしゃると思いますけれども、先ほど6月初めにプロジェクトが立ち上がったということですので、どれだけ具体的に答弁していただけるのか、それも不安ですが、これなかなか具体的な話ししないと見えないのかなと思うので、できればこれに対して町長の思い入れがありましたら答弁伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も町政懇談会などで、当該地域はもちろんでありますけれども、それ以外の方々からも校舎の跡利用をどうするのだということで何回か御質問などをいただきました。そのときには、具体的にこういうふうにしますということで決まっているものはありません。昨日といいましょうか、すぐ少し前に統合ということが地域の皆さん方の中から意見として出て正式に決まったということで、そのときにはもう次の跡利用が決まっているということにはなりませんというようなお話をさせていただきました。しかし、いつまでもほうっておくわけにもいかないということも事実であります。いろいろな御意見をいただいておりますので、そういったものもひとつ参酌をしながら、いろいろ検討してまいりたいというふうにお話をさせていただいております。

その中で、町政懇談会の中で私は3つほど町民の方からこんな使い方をしてはどうだというような意見が寄せられているということを御披露申し上げました。1つには、地域の高齢者などを中心として活用する、そういうコミュニティー施設として活用してはどうだというような意見を寄せられたことがあると。また、齋藤議員が言われたように、幼児教育などを行う場所としてその部分を活用するのがどうか。もともとが学校なので、つくりはそう変わらないだろうと。また、グラウンドや体育館など、

そういった教育施設に必要なものもそろっている、どうなのだというような意見もいただきました。また、合宿を誘致する、そういうときの体育館がある、グラウンドがある、そういう中で寝泊まりをして、そういうようなものに、例えば供用していくというのはどうだろうか、いいのではないか、そんな意見を私自身に寄せてくださいました町民の方々がいらっしゃいますというようなお話をさせていただいております。

また、私の思いとしてでありますけれども、その中でも、町政懇談会の中でもお話をいたしましたけれども、何々のときに使うとか、こういったときがあれば、この施設が残っているといいのだけれどもなというようなものではなくて、できれば1年365日、基本的にずっと何かに使っているというような施設のほうが望ましいのではないかというふうにお話をさせていただきました。それは、私どもの町でもありますし、近隣の市町村などの閉校した学校の活用事例など見ておりますと、こういうときにこの施設あったらいいねということなのですけれども、隣町というか、そのほかの町の事例でいいますと、聞いてみると年に3日しか使わないとか4日しか使わないというようなことになってしまっている。また、この時期使うと言われていても、やはりその時期は1週間か10日であったり、長くても1カ月程度ということで、それ以外のところは結果的には使われないままですけれども、維持費はかかるというようなことにもなっている。できればずっと、恒常的に使えるという施設というものが望ましいのではないかなと、そのように思っているというようなことを町政懇談会の中ではお話をさせていただきました。

私自身が余り断定的なような言い方で思いばかりを言いますと、また町民議論の中で差しさわりが出る部分もあろうかと思えます。ただ、私なりにいろいろ思っているところはあります。そういったもの、また今回いただいた齋藤議員の私案的なものも含めて、このプロジェクトの中では十分検証を図っていくべき内容ではないかなと。それに対して、またいろいろな御意見を議会の皆さん、町民の皆さん、地域の方々などからもいただけるような、そんな機会をいただきながら、きちっとその素案づくり、また計画づくりというものを進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 町長の思い、どうもありがとうございます。

私自身も自分の母校でもありますけれども、やっぱり一番思うのはぜひ継続していただきたい。同じ町内にも学校跡地ありますけれども、利用が本当に少なくなっていると思います。その中でやっぱり継続的な使い方、今町長おっしゃるとおり365日使えるような施設で使っていくという方向性も聞かせていただきました。まさにそのとおりだと思います。

その中で1つ私が思うのは、せっかく子供たち、自分の考えは子供たちという形なのですけれども、その中で地域の……地域というか町内のお年寄りも一緒に学べるというか入れるような施設、そういう形にしたほうが高齢者にとっても、なかなかいいのかなと思っております。その中で、地域では総合型スポーツという形で体育館の利

用しております。その中で、ぜひ地域でも使えるような、地域というか町内どなたでも使えるような施設という形でも考えていただきたいと思います。

ことしから自治基本条例が決まりまして、パブリックコメントという、そういう今後のこともありますけれども、自分の意見も一つの私案として、意見としてぜひ取り上げていただきたいと思いますけれども、余りくどくどと町長に聞くのもあれですけれども、再度その辺について伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員のお考えというのは、教育施設であって、しかし今地域の中で総合型スポーツクラブが行われていたり、また高齢者が今の学校を中心にいろいろな活動をされているところもあると。その部分についても十分配慮できる仕組みというのはとれないのかということかと思います。現実、今の小学校というような形にしても、今言った総合型スポーツクラブや高齢者の皆さんの活用、学校開放というような言い方もありますけれども、いろいろな使い方というものは出てくるのではないかなと、そのように思います。メーンの部分をどこに置くか、そのことによって今言ったいろいろな附属する活用の仕方というものも生まれてくるのではないか。そういうところもあわせて検討していく必要があるのかなと、今の御質問を伺いながらそのように感じておりました。そういうところも含めてプロジェクトチームでもあわせて検討していくように指示をしてまいりたいと、そのように思います。どうもありがとうございました。

◇議 長 齋藤議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩したいと思います。
再開は午後1時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第11、齋藤宏司議員の一般質問を続けます。
5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 先ほど町長の答弁にありましたけれども、校舎の跡地利用については十分わかったところであります。

ただ、1点だけもう一つ確認させていただきたいと思うのですが、校舎の周りには教員住宅もありますけれども、南側に3棟、北側に3棟、実際に使っているのは2棟だけです。その中で、実際あいている中で、平成26年まで待たなくても有効利用できるのかなという気はするのですが、もし校舎の跡地ということではなくて、教員住宅についてもどのようなお考えがあるのか、その辺だけお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 教員住宅につきましては、現在2棟を使用しているだけかと思います。もっと古くなった建物などについては、現在倉庫的に使っている部分もありますけれども、それらについてもあわせてこのプロジェクトの中で検討をしていくことにしたいなど、そのように考えております。使い方によっては、一体的に使用するのか、また場合によっては別な使用も考えられるのかということで、別に使用を考えるというようなことであれば、それはそれとして先に進められるようなものであればそういう取り扱いをしていきたい、そのように考えてございます。今現在あいているところ、一時的に豊住保育園の子供たちが多かったときに使っていたところなどもありますし、そのほかしばらく住んでいないところなどもあります。現在大空町の青年団体協議会などにも貸し出している部分もあります。多様な使い方を検討しながら進めてまいりたいと思いますが、古くなっているものなどについては、実際には倉庫的な使用以外には今のところ使い道はないのではないかなと、そういう形での使用もしくは将来的にはどこかの時期で解体をするということで考えていきたいというふうに思っております。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 統合の跡地については十分わかったところであります。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、平成25年度にはプロジェクトが具体化して、平成26年度中にはそれを執行したいということだったのですけれども、ぜひ一年でもあけないで有効利用していただきたいと思います。それについては、答弁はよろしいです。

最後の教育長の件なのですが、自分も統合というか、関しての会議には出席させていただいておりましたけれども、先ほどそれについての答弁がありました。実際に修学旅行とか稲城の件とか、そういう形での交流は今までどおりしていると思うのですが、父兄の中で統合に一番問題だったのは、もうちょっと早くてもいいのではないかと自分では思っていたのですが、その中で一番問題にされていたのは、やっぱり今交流がないので、5年生、6年生はあるけれども、1、2年生、低学年の交流がないから、そういう面で不安だという声が一番多かったと思います。その中で、先ほどの答弁の中では重々それについても進めていきたい。先生方の関係も進めていきたい。その中で、父兄からできれば豊住にいた先生も統合と一緒に連れていってもらえないのかという父兄もいらっしゃいました。その中で、先ほど教育長が言うておりましたけれども、生徒たちが不安がらないような形で統合に持っていきたいということでしたけれども、もうちょっと具体的に学年ごとに何かカリキュラム的なことがあるのだったら答弁お願いしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 ただいまの齋藤議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど1回目の答弁でも申し上げましたように、各学年ごとに具体的に授業交流が本年度からできるように、今それぞれの学校でプランを練っている最中でございます。例えば音楽の時間あるいは体育の時間、あるいは総合の時間といった教科を活用いたしまして、同一学年の子供たちが、低学年ももちろん含めてでございますけれども、一緒に授業に参加しながら交流を促進していくというものを、間もなくプランがまとまってくるという段階でございまして、それらがまとまりました時点で、また豊住のPTAの皆様にも何年生がどういう授業に取り組んでいるかという説明を申し上げたいと、そのように考えているところでございます。

また、子供たちのより不安をなくす、そういう体制づくりという意味では、今学んでいる担任の先生なり同じ学校の先生が豊住小学校から女満別小学校のほうに異動できるというのが一番私も望ましいことであると思っているわけでありまして、原則としては町内での先生の異動というのは行われていないのが実態であります、ただ統合の場合については特例としてそのような人事についても配慮がいただけるというように教育局のほうからも伺っているところでございます。町としても先生の意思というものももちろん配慮しながら、できるだけ子供たちが不安にならない、そういう人事を含めた体制づくりに、教育局に対する要求もそうでありまして、町としても意を注いでまいりたいと、そのように考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今の教育長の答弁で重々わかりました。

その中で、自分で思うのは、中学校の統合のことを思い出すのですが、どうしても豊住小学校の子というのは1年生から6年生まで全部一緒というような、ぐるみのつき合い方をしているものですから、なかなか大きな学校へ行って、いじめとは言いませんけれども、なじまない子もたくさんいます。その中で、やっぱり子供たちもそういう面の不安というのはかなりあると思うのです。その中で、今言ったように小さい学年から交流が多く持てれば、昔の中学校の統合のときとは違うのかなと思っております。その中で平成26年4月、それまでに間に合うようにいろんな交流の場を設けていただければ幸いです。

以上、これをもって終わります。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 ただいま御質問いただきましたように、最大の町への期待というものが子供たちが早く親しくなると、保護者の方も強く熱望されております。子供さんだけではなく、女満別小学校のPTAが取り組んでおります親子レクリエーション活動、そういったものにも豊住小学校の保護者、子供さんも一緒に参画をしてもらいながら親子ともども融和、親しくなっていくと、そういう内容で、それらもあわせて進めていきたいというように考えているところであります。

さまざまなことが今後考えられるわけでありますけれども、知恵を出しながら一つでも多くそういう機会が持てるように努力をしてみたいと思っております。また、地域の御意見等を十分行政として把握できない面もこれから出てくるのではないかと思っております。議員各位からも御指導、御助言賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇齋藤議員 以上、終わります。

◇議長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。
次に、9番、勝田鉄城議員の一般質問を許します。

◇勝田議員 私からは、3点にわたって町長に、あるいは教育長にお伺いをしたいと思います。

まず、1点目、本町に住む珍しいコウモリ、ヒメヒナコウモリのお話でございますけれども、昨年の11月にこのヒメヒナコウモリが国内で初めて本町で繁殖、営巣していることが確認されたということが根室市の近藤学芸員より発表がありました。近藤憲久学芸員です。環境省のレッドリストによりますと、情報不足との分類だそうですけれども、詳細を確認後、カテゴリー分類を再検討するということでありましたけれども、その後生息状況と環境省の対応はどうなったのかをお聞きしたいと思います。

営巣場所が旧小学校の木造体育館の壁のすき間であり、町の総合計画によると平成26年、この体育館は解体予定となっておりますけれども、ヒメヒナコウモリは総合計画を知らないことと思います。解体まで残すところあと2年、解体をしてコウモリを追いかうのでしょうか。ヒメヒナコウモリにとって大空町は安住の地となるのかをお伺いしたいと思います。

次、2点目ですが、ことしの夏の節電対策についてであります。昨年の東日本大震災によって福島原発が事故を起こし発電停止となったことから、このことが発端となり、全国で原子力発電所がとまってしまいました。夏の電力不足が予想され、北海道もことしの夏、一昨年より7%以上の節電が要請されております。

1つ目、公共施設における節電対策は整ったのでしょうか。あと約1カ月後に迫りました期間までの間、対策は整ったかどうかということであります。

2つ目は、町内の企業あるいは一般家庭への節電の啓発対策はどのようなものが考えられているのかお聞きしたいと思います。

3つ目に、節電期間が終了しますのが9月14日でございますので、9月15日からはどのような節電対策をするのか、考えがあればお伺いをしたいと思います。

次、3つ目の法務省所有の山林の活用についてでありますけれども、これについては古くは町長のお父さんである山下律雄議員、そして福田志津男議員、近くでは桧原達也議員が一般質問されておりましたけれども、事が動くことには至らなかったということではありますけれども、平成24年度予算で町長は調査の予算を計上し、山林の活用に向けて一歩前へ踏み出したというふうに思われますけれども、町長の活用に対する考えと今後の調査のスケジュールについてお伺いをしたいと思います。

以上、3点にわたってお伺いをいたします。

◇議 長 暑い方は上着を脱いでよろしいです。

山下町長。

◇町 長 勝田議員から3点にわたり一般質問をいただきました。お答えを申し上げたいと思います。

まず、最初の項目でありますけれども、場所につきましてはいろんな書物を見てありますと、特定をしていないと、大空町というような言い方、もしくはオホーツク管内というような言い方でとどめている部分がございますので、私の答弁についてもそのような表現程度にとどめておきたいと思いますことを、まず御理解賜りたいと思います。

昨年ヒメヒナコウモリの繁殖コロニーが国内で初めて大空町で確認をされた。東京農業大学で11月に開催をされました野生生物保護学会において、根室市の近藤憲久学芸員が発表をされました。ヒメヒナコウモリというのは、体長が5センチ前後、主にヨーロッパで生息をしていると。国内では2003年に礼文島で初めて確認をされ、そのほか青森県外ヶ浜町や羽幌町など日本海側に近い地域で見つかりしておりますけれども、いずれも1匹だけであったという状況でございます。今回コロニーが見つかりましたのは、現在町としては使用していない施設の壁のすき間でございます。雌の成獣と幼獣100匹以上から成るものでございました。その後、環境省の職員の現地調査が行われ、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト、いわゆるレッドリストへの登録を目指して事務が進められているということではありますが、ヒメヒナコウモリについてはなかなか情報が多くないということもあり、他の場所でもひょっとしたら繁殖をしているということなども考えられるというようなこともありました。継続して調査をしていくということで、その後詳しい調査内容について環境省のほうからは町などには特別報告はないようでございます。未確認の部分が多いということでもありますけれども、例えば現在の場所で繁殖を何回も何回も繰り返していくものなのか、例えば子育てが終われば、また別にねぐらをかえていくのか、そういうところも詳しくはわかっていない。しばらくは静観をし、調査をするということになっていくかと思っております。

町といたしまして、このような希少なコウモリが本町にいたこと、大変驚いております。大変貴重なものであると認識すると同時に、現在地域の方々にお伺いしても、住民環境への問題と言われるようなものまでにはないようでありますので、専門家の意見も聞き入れながらその状況を見守ってまいりたいと思っております。

また、この施設でありますけれども、築50年以上経過して老朽化しております。総合計画の中では解体をするということになっておりますけれども、先ほど申しましたように希少野生動植物の指定や、場合によっては絶滅危惧種の保全、保護対策の検討等というものも想定されます。そのため、当面は現状を維持しつつ推移を見守りたいと、そのように考えております。ヒメヒナコウモリの運命やいかにというようなお尋ねでありましたけれども、運命はヒメヒナコウモリのみぞ知ることかと思ひ

ます。環境を変えないように、私どものほうでは今の状況をそのままとりあえず保全をしていきたいなと思っていますところでございます。

次に、節電の関係でございます。ことしの夏における電力需給の見通しが全国的に非常に厳しいという状況から、5月18日に電力需給に関する検討会合、さらにエネルギー環境会議の合同会合において国のことしの夏の電力供給対策が示されました。北海道電力からは、私どものところに5月21日に説明と協力依頼がありました。5月22日付の文書で北海道から協力依頼がございました。さらに、6月の5日には管内の地域電力需給連絡会というものが開催をされ、北海道経済産業局、北海道電力、北海道から改めて電力需給の見通しの説明と節電に関する協力要請がございました。その中を少し御紹介申し上げたいと思います。

北海道内におけるこの夏の見通しでありますけれども、供給では原子力発電所が現在停止しておりますことや主力の火力発電所の定期検査による停止などによりまして、安定的に供給できる電力は485万キロワット日産程度であるようでございます。予備電力15万キロワットを除きますと、実質的に供給可能電力量は日産470万キロワットと言われております。一方で需要の部分でありますけれども、一昨年、平成22年度の猛暑時には1日で最大506万キロワットの使用実績がございました。これらを比較いたしますと7.3%程度の電力需要の抑制が必要ではないかというようなことから、7%以上の節電が要請されております。ただ、全体の電力使用量ということではなくて、7月23日から9月7日まで、この間は午前9時から午後8時まで、9月10日から9月14日までにつきましては午後5時から午後8時まで、お盆の期間、8月の13、14、15日を除いた平日の期間、さらには先ほど言いました時間帯で一昨年と比較して7%以上の節電というものを目標としております。町の節電対策でありますけれども、以前から取り組んでもおりますが、照明の間引きを行ったり、二重の自動ドアの内側を開放するなど、公共施設ごとに現在所管課において計画表というものを取りまとめているところであります。先週までに各課から担当課に対して提出があり、とりあえず一覧表までは整理してございます。ただ、隣の施設とこちらの施設、まだ見比べておりませんので、それらを含めて全体的に公共施設としてどのような取り組みをするか、そのあたりを内部で十分協議して徹底を図っていききたいというふうに考えてございます。また、役場庁舎と総合支所には本年度電力監視装置、デマンドコントローラーというものを購入して、設置をいたしました。それらも活用して節電につなげてまいりたいと、そのように思っております。

まとめました町としての公共施設の節電対策につきましては、広報でお知らせをするということと、施設などにも掲示をするなどして住民周知に努め、御協力をお願い申し上げていきたいと思っております。一般家庭に対する啓発についても、当然広報誌等も活用したいと思っておりますが、そのほか全国的なレベルとしてテレビや新聞等でも公表されていくのではないかとというふうに思っております。また、役場の各施設の取り組み状況を町民の皆さん方、肌で感じていただくということもある意味PRにつながっていくのではないかと、そのように考えているところでございます。さらに、北海道電力からは各ご家庭に戸別にお問い合わせをするというふうにも伝え聞いております。また、この定例会の中に補正予算として予算案を計上させてい

ただきましたけれども、各御家庭で一定の節電が達成された方にそらっきーカードポイントを交付するというような取り組みを実施して、町民の節電機運というものを高めてまいりたいと、そのように考えております。

さらに、節電期間終了後の対応でありますけれども、火力発電所が10月末に稼働すると言われております。当然電力の供給量がふえるわけでありまして、冬期間は夏場よりも北海道の場合使用電力量が大きくなるという中で、こういった節電が求められていくのかというようなところがまだ見えない部分もあります。しかし、それはそれとしながらも、二酸化炭素の排出量にかかわります地球温暖化対策などの関連もありますので、町民生活への影響などを考慮して継続して取り組めるものについては取り組んでまいりたいと、そのように思っております。また、この機会に私どものライフスタイルというのでしょうか、生活形態そのものを見直していくということも啓発の一つとして行っていくべきではないか、そのように考えているところでございます。

続きまして、3点目でございます。法務省用地の関係でございます。法務省の所有地であります網走刑務所住吉作業所は、約503ヘクタールでございます。その大部分を山林が占めており、大正13年に開拓が始まり、当時はまきや炭を確保するための伐採作業でありますとか食料供給のための水田開発などが行われておりました。昭和45年に減反政策が出されました折、水田は廃止をされ、それ以後現在に至るまで網走刑務所造林班の収容者の皆さんによる伐採、造林作業が行われてきている状況にあります。作業の実施箇所は、全体の面積のごく一部分であり、ほとんどが手つかずのままとなっているようにお見受けをしております。この法務省用地を有効に活用して地域振興、町づくりに結びつける可能性について、今年度調査委託により検討を行うこととしてございます。委託調査の内容でありますけれども、まず1つ目には当該地の状況、現況調査して、どのような資源が存在をするか、その把握をしたい。さらに、その特性を生かした活用方法について検討したい。最後でありますけれども、内容が町にどの程度の波及効果をもたらすのか、経済効果があるのか、地域の活性化に及ぼす要素があるのかということを検証するとともに、いろいろな課題などについて考えていきたいというふうに思っております。きょう入札を行いましたので、業者が決まりました。委託期間は11月の末までとしているところでございます。当然調査を進めていく中で全部が出てからということではなく、途中いろいろなものがある程度見えてきた段階で議会の皆さんにも当然内容等情報を提供してまいりたいと思っておりますし、当然現在の所有者であります網走刑務所などとも協力、連携をしながらこの調査などを進めてまいりたいと思っております。

もともとの発想でありますけれども、国の用地で503ヘクタールもあるわけでありまして、現在町の財源的な部分でありますとか地域活性化に資するという要素は極めて少ない状況にあるなというふうに思っております。過去には払い下げを要請いたしました。当時は農地として活用したいということでありましたけれども、取得費、さらには造成費を考えると非常に大きな財源が必要になってくると。農作物の価格が一番高かった昭和60年代、その前半……少し前ぐらいに要望が上がりましたが、それ以降農作物価格なども下がり、造成費に対する農業者の皆さんの見方

というものが大分変わってきたことなども影響があったかと思いますが、最終的には大きな予算が必要ということで、その取り下げといえましょうか、断念をした経過にもありました。しかし、あそこの土地は農業振興地域でもなければ、森林などのいろいろな用途指定などの規制がかかっている土地ではないわけでありまして。そういうことを考えると、何がしかの可能性があるのではないかと、今のまま置いておくのはもったいないなというのが私の発想にございました。

また、議員が先ほど申されましたように、過去に議員の皆様方からもその活用について、再三にわたり御質問をいただいていた経過もある。私が思いますのは、なかなか踏み切れる機会が少ないわけでありましてけれども、あそこには宝が眠っているのではないかと、そんなふうに思います。天然林や人工林の宝庫でもあります。多様な植生があるのではないかと。さらには、過去には農地として使っていた部分、また山岳部分でありますとか川も流れているということからいけば、さまざまな生態系もあるのではないかと、そんなふうにも思います。また、古い女満別の町史を見ますと、標高296メートルの美奈見山ということで表現がされております。北海道の8分の1、大雪から知床、阿寒にかけての大眺望がきく場所だというような言い方もありますし、さらに400ヘクタールあります住吉牧野との隣接地、さらには北見市になりますけれども、オホーツクの森との接続点にもなります。そういうことを考えますと、これらを何とか活用するすべがないものか。大胆に開発をするという発想だけではなくて、利用していくというような視点も含めて、今回の調査でそういうところをひもといてまいりたいというのが趣旨でございます。まだまだどんなようなものが出てくるかわかりませんが、そういうような内容についてお諮りをしながら、いろんな方の意見を聞いて町としての、地域としての考え方がまとまっていけばありがたいかと、そのように思っているところでございますので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 まず、コウモリの運命ということなのですが、私の息子もあの学校でお世話になったのですが、当時この珍しい種のコウモリかどうかわかりませんが、飛んでいたと。子供たちと一緒に遊んでいたということを言われておりました。ですから、恐らくもう20年以上前になると思うのですが、そのころからこの種のコウモリかどうかは確認できませんけれども、いたということは言われておりました。地域の方は、近くの方は何か朝夕出たり入ったりしているぞという話は早くからしておりましたので、恐らくこの種類ではないのかなというふうに地域の方も想像はしております。コウモリから見れば、運命はコウモリしか知らないと言いますが、その運命を握っているのは施設を持っている町でないのかなというふうに思っております。以前体育館を補修したときに北東側が雪が入るということで、町が木造をトタンにかえて、壁をトタンにしました。途端にコウモリがいなくなって、反対側の壁に今度住み着くようになったというふうに地域の人は言っておりました。ですから、運

命というのは町も握っているのかなというふうに思っております。

せっかくこのような日本で初めて確認されたという珍しいものですから、観光の目玉にはなりませんけれども、ぜひ生態系が……我が町はコウモリに選ばれたのでないかなというふうに思いますので、町は静観ということですが、もう少し体育館を、いわば大きな巣箱みたいなものですが、今、中は地域住民がバレーをやったりお年寄りがこの間集まって行事をやったりだとか結構使っておりますので、中は中として外を、屋根も塗装がはげてしまったりだとか、壁も一部傷んだり柱も少し土台のほう傷んだりしておりますので、あのまま静観すると朽ち果ててしまうということになりますので、幾らかコウモリに影響がないような形で補修しながら静観していったらいいのではないのかなというふうに思っております。

あとほかの情報としては、満福寺がお参りの際に、坊さんがお経を上げている最中に頭上をぴゅっと飛んだのがコウモリだったそうです。お寺の坊さんが言っておったから間違いないと思いますが、それから神社の責任役員に聞きますと、コウモリが入って困るのだと。網をかけて入らないようにしようと思っているのですけれども、どこからか入ってしまうというようなことで、木造のところにやはり営巣しようという、環境がいいのですね。そのような行動をされていると聞いておりますので、木造は朽ち果ててしまっただめだと言わずに、少しずつ補修しながら生態系を守っていくのがいいのではないのかなというふうに思っておりますので、その補修の件に関しても町長のお答えをいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在根室市において道東のコウモリ展、ちょっと名前が違ったかもしれませんが、ラジオで聞いた内容でございましたので、というものが開催をされて、7月の末まで根室市のどこかの会館でそういう写真などがPRされていると。監修は、先ほど言いました根室市の近藤学芸員ということでございます。また、きょうは「f a u r a」という雑誌を持ってまいりました。「北海道の自然を知る」というふうに副題として書いてあるものでありますけれども、女満別湖畔の湿生植物群落も載っておりますけれども、ここに業界を揺るがす2種類のコウモリということで、内容などを読みますと、北海道、特に道東にはコウモリが多数生息をしているというような内容のことが書かれてあります。先ほどコウモリのみぞ知るという話だったのですけれども、まさかコウモリに聞くわけにもいきませんので、専門家にはいろいろ聞いてみたいというふうに思います。鉄板でやった、トタンでやったという話なのですけれども、それは正直言ってコウモリがいるかいなか、そういう生態系に影響が及ぼすかどうかということがわからない折にそういうような対応、それは地域の方々の要望なども含めてやったということだろうと思いますけれども、今回そういうような話だとすれば、当然専門家にどのような形がいいのか聞いてみて判断をしなければならないなど。引き合いに出しては大変申しわけありませんけれども、私などの稚拙な発想だけで補修を加えていいものかどうかということも専門家の方にお話を聞いて、そしてそういうのは必要なのではないかとということであれば検討してみたいと思いますし、とり

あえず余りさわるなど、今見ておけということであれば、それはそのように見ておくのがいいのかなというふうに思っています。先ほど言いましたのは、私どもとして今コウモリが生息している環境を積極的に何か、私どもが起点になって先に動いて何かをするというつもりはありません。まずは、そのところの専門家の意見を聞きながら今の環境を維持しておいて、まず状況を見ましようというところからスタートしたいということでございます。必要だということであれば、それは十分検討いたしますし、そのあたりについて専門家の意見を十分お聞きしながら対処したいと、このように思います。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 それから、生息場所が小学校の体育館ということで、以前子供たちはコウモリと一緒に授業を受けていたわけですが、教育長にお尋ねをしたいのですが、コウモリが学校にいたということは、子供たちは知らなかったかもしれないけれども、こういう珍しい品種であれば教材になるのかなと、教育的なことを考えれば、それで、せっかくですから、我が町の、日本にはここにしかないのだぞというようなコウモリの種を教材に使ってはどうかというふうに考えておりますけれども、教育長のお話を聞きたいと思います。

それから、天然記念物になるかどうかはわかりませんが、環境省がどのように発表するかわかりませんが、それによってそういう天然記念物に指定されるような可能性があるのかどうかということについても教育長にお聞きをしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 勝田議員からのただいまの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

昨年町内でヒメヒナコウモリが発見されたわけでありまして、まとまった数で繁殖、営巣を行っている。その事例として大変貴重なものであると、教育委員会といたしましても認識しているところでございます。また、ヒメヒナコウモリについては、今後も根室市在住の学芸員の方の研究あるいは環境省による継続した調査が今後行われると伺っているところでありまして、教育委員会といたしましても、町長部局と同様にまずは静観をしながら調査の状況の推移を見守っていきたいと、こう思っております。また、鳥獣保護の担当課であります産業課とも連携の上、研究者や国の調査の妨げとならないよう、許される範囲で情報の収集でありますとか、また学芸員の方は論文も発表されているということであります。そういった論文なんかも、差しさわりのないのであればそういったものも教育委員会として記録等を進めてまいりたいと、こう考えてございます。

また、教育の分野への活用についての御質問がございました。広く一般市民の皆さんに対してであったり、また児童生徒に対する学習の題材として活用が考えられるわけでありまして、これについてもやはり研究者の方の御意向でありますとか、

また学校ともこういった場面での活用が可能なのか、それらを協議の上、その活用方法について検討してまいりたいと考えてございます。

また、天然記念物についての指定にかかわる御質問もいただきました。天然記念物というものは1950年に制定された文化財保護法に基づいて文部科学大臣が指定した学術上の価値の高い動物、植物、地質、鉱物、天然保護区域などを指すものであると言われておりますけれども、このヒメヒナコウモリについては、先ほどの答弁にもありましたけれども、まだその生態を含めまだまだ詳細な情報や資料が不足しているということでございます。そういった意味からも、やはり今後の調査、研究の推移というものを見守りながら、また関係機関、さらには専門家の意見も十分伺いながら、果たしてその天然記念物となり得るものなのかどうか、この点についても慎重に検討させていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 タンチョウヅルですとかトキですとか、あのようなたぐいとは比べ物にならない小さなコウモリの話ですけれども、ぜひ大空町が安住の地となるように環境を守っていかねばならないなという、私たち人間の一つの警鐘といいますか、コウモリから教育されているような感じかなというふうに私はとりましたので、町もできる限りの策をとりたいということです。静観しながら見守っていききたいと私たちもそう思っております。

次に、2点目の節電の対策についてでありますけれども、先日国が大飯の原発を2つ動かすということが決まったようでありますけれども、あの原発が動いたら電力不足は解消したかのように、国民のみんなはほっと胸をなでおろしたような感じがするのかなと。それは私だけかもしれませんが、あれほど足りない、大変だと大騒ぎしたのがニュースから大分消えていくような気がいたします。地球温暖化の関係で先ほど町長が話しておりましたけれども、平成24年度が最終目標で、電力に関しては排出ガスの中の50%が電力を占めるというのはあの当時の資料で出されておりました。平成18年度比ですか、平成24年度までに33万キロワットアワーを節減しましょうということで、あの計画が組まれていたかと思えます。

そして、もう一点、先ほど町長も言っておられましたけれども、デマンドコントローラーですか、それも予算化して今年度から使用しているということなのですか。そういうことでかなりな節電対策というのは早くから我が町はとってきたと。それがさらに今回7%以上節電してもらいたいということです。果たして絞った節電対策をさらに進めるというのは大変なのかなと思います。庁舎の電気を消せば何ぼかという数字もあるかもしれませんが、かなり抜本的にやらないと、この7%以上というのは協力できないのかなというふうに。終わってから7%いかなかったわというようなことになったのでは、町民にポイントカードを付与するといっても、自分がやっていないではないかということになりかねませんので、相当腹を固めてやらなければならないのかなというふうに思っております。担当に聞きますと、節電する

というのはわかりづらいと。1カ月たってからでないと使用電力計では数字が出てこないからわからないということでしたけれども、テレビの報道によりますと、何かの機械ではかって、その期間はかって、節電、これなら7%以上できるぞということを最初にシミュレーションしてやっているところがありました。北電がそういうことをやってくれば庁舎全体でやって、きのうよりこうやってやったら何ぼ減ったと。それによって何%以上減らせるのでないかというめどが立つのですけれども、この議場もそれほど明るくありませんけれども、それをさらに絞って、あれも消してこれも消してといっても、なかなか7%というのは難しいと僕は思っております。特に電気を使うのは熱を発生するものが使うそうですから、湯沸器ですとか炊飯器ですとか、ああいうたぐいのものですか。ああいうのが余計電気を使用するそうです。

このように目に見えない節電を7%以上と掲げてやるわけですが、大変なことではないのかなというふうに私は思っているのですが、そこできのう、おとついですが、雨でしたので、ちょっとテレビを見ていますと、契約電力を変更することができると。例えば一般家庭ですと、50アンペアで契約していたものが10アンペア下げても大丈夫だというふうになれば、40アンペアにできると。これは原則1年間変えられないそうですけれども、電力契約というのは、家庭の契約したときに電気製品を一遍に使った場合にブレーカー落ちないためにどれだけ必要かというようなことで設定されているそうです。ですから、公共施設の中にも全部一遍に使わない場所があると思うのです。学校であれば生徒数が減って半分も使わないのでないかとか、そのような場所があるかと思います。そういうところは、このデマンドコントローラーをつけたときに委託会社に相談して、そういうことでやったのかもしれないけれども、さらにそのようなことができるのではないのかなというふうに私はテレビを見ました。ただ、一般家庭と公共施設の電力をたくさん使うところは一緒にならないかもしれませんけれども、そのような方法もあるのではないかということ。これは、公共的なことかもしれませんけれども、検討の余地があるなと思いながら私はテレビを拝見させていただきました。

電力は北電に全部今まではお願いしておったのですけれども、だんだんと自立分散型といいますか、地域に合った、地域の賄えるようなエネルギーは地域で賄おうというような考え方というのがだんだん出てくるかなというふうに思っております。町長の、この次の後の住吉の山林の件に関しても再生エネルギーのこともどうなのかなというような考えがあるように聞いておりますし……違いますか、ごめんなさい。いろんな意味で節電できることがあるし、節電すれば電気をつくったことになるという考え方もあるということで、このエネルギーの需給というものにだんだんと向かっていくべきではないのかなというふうに私は思っておりますので、そこら辺のところも考えに入れながれ、さらに町長のお話をお聞きしたいというふうに思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 コウモリ関係でありますけれども、町とすれば、先ほど言いましたように専門家の方々にいろいろ聞きながら、いろいろな形、生息ができるような環境を整え

るように努力をしていきたいと思ひますし、また地域の方々にもそういった意味で御協力を願わなければならないものもあらうかと思ひます。そういったところでもいろいろ説明する機会などをできればつくってまいりたいなと思ひております。

また、節電の関係でありますけれども、今までも節電をしている中で、さらに節電を進めるというのは大変ではないかということでございます。そのとおりでありますけれども、今まではできるだけ町民の方に不便を感じさせないように節電できるところは節電をするという考え方を持てて対処してきた部分もでございます。しかし、今回のような場合につきましては、場合によっては計画停電をしなければならない、もしくは計画停電ではなくて、急遽あるときどこかで停電になってしまうということ、そういうものを避けるということのために節電をするということであれば、ある意味大変申しわけありませんけれども、町民の方々にも不便をみんなで分かち合うということまで踏み込んで努力をしていかなければならないものというのも出てくるのではないかなと。今まで全く不便を感じないのであれば、それは電力需給がどうのこうのというよりは、経費の節減のためにそれはやって当たり前だということだというふうには私は思ひます。そういった意味では、多少町民の皆さん方に御不便をかけるところというものも出てこようかというふうには思ひますけれども、そういうところも含めて御協力を願ていかなければならないなと、そのように感じております。

また、節電のポイントでありますけれども、正直言って先ほど言つた期間、そして時間帯で7%節減をすると言ておりますけれども、では各御家庭が、例えば公共施設がその時間帯に過去の平成22年にどれだけ使つていたかというところの数字がはっきりとあるわけではあります。ですので、今回7%として示されているものは、言い方が少しおかしくなるかもしれませんけれども、努力目標というような言い方もされております。そのため、北海道電力などにおきましては、例えば一つの例を出しながら、例えばこんな取り組みをした場合、通常の御家庭でいうと何%節電効果があると。例えばエアコンの温度を1度下げたら何%だとか、温水洗浄式便座を利用してゐる場合の便座を温かくする部分を切ると何%だとか、使用蛍光灯の数を何本を何本に間引いたときには何%というような、そういうような目安を発表しております。これが各御家庭に今後PRされていくものの中に示されてくるだろうと。私どももそういったものを一つのよりどころとしながら取り組みを進めていこうというような状況になります。例えば2階の事務スペースのフロアでありますけれども、30カ所の蛍光灯設置箇所があります。本数にいたしますと60本、全部入れると配置になるわけでありまして、今現在そのうちの10カ所、20本、率にすると33%、3分の1を間引くというような言い方、さっきいたしましたけれども、取り外しをしている、そういう状況にあります。ですので、今まで以上に暗いというようなところもあつて、職員もやはり不便を感じている部分というのものもあるかもしれませんけれども、それをみんなで何とか克服して停電としないための努力をしていこうというふうを考えているところでございます。

それと、契約電力の変更でありますけれども、これは過去にも勝田議員から御質問があつた中で、いろいろな契約電力の節電の仕方、専門家に見てもらつたほうがいいのではないかなという御指摘をいただいたときもありましたけれども、その前後

して、もう既に役場の公共施設などは取り組んで、例えば幾つかの施設についてはその契約電力を変更して、そして今までの使用電力量のところを下げるような形で契約をしている、これは既に取り組んでございます。

また、分散をかけるということが最も必要なことで、単に消すということ、使わないということだけではなくて、使う時間帯や曜日を例えば変えるというようなことも必要になってきようかと。そういうところも含めて節電というものを取り組んでいかなければならないなと思っております。例えばこの議会を今ここで開催しておりますけれども、議会が年に何回か開催される。ここを使っていることによって、先ほどのデマンドコントローラーで見ますと、議会開催日における使用電力量というのは通常のところから見ると、グラフにあらわすと幾らかとんと飛び出ます。そのところが最高値として契約電力がなってくる。さらに、先ほど言った平日のところ、そういうような使い方、そこを下げなければならないと、平準化させるということであれば、例えばでありますけれども、先ほど言った期間、時間帯以外のところで電力を使うところを動かすというようなこと。例えば体育施設などで日曜日が休館のような施設があります。ですけれども、日曜日はもともとが低いので、それ以上下げなくても大丈夫ですよという言い方があります。それであれば、平日使わないで日曜日に使うようにして、そこで電力を、例えば通常と同じ量でありますけれども、使うなどというようなやり方も一種の最高値を下げるという意味での節電効果というものはあるというふうに考えております。ですので、単に使わないということの発想だけではなくて、平準化をさせてピーク時の山を少なくする、そういう取り組みもあわせて行っていきたい。そういうところもしっかりと説明していかなければならないだろうと、そのように考えているところでございます。そんな取り組みをしながら、町民の皆さんとともに、この節電という形で示された期間を乗り切ってまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いをいたします。

◇議 長 9 番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 ちょっと年度を忘れたのですが、デマンドコントローラーをつけるということで決まったのは、一昨年（平成25年度）の補正予算だったかなと思うのですけれども、ちょっと時期を忘れてしまったのですけれども、その後委託に出したのが電気保安協会だったと思うのです。電気保安協会というのは、北電の下請、子会社というか、そういう位置づけにあるかと思うのです。あのときは、まだ震災がないときだったかと思うのですが、その前、普通電気は、北電は使ってもらうためにこのぐらいいはできますよというようなことが示されるかもしれないけれども、さあ一転こうなると、今度はうんと節電しないと大停電になりますよとかという、去年の大震災を境にそういう状況に変わったのかなと思うのですけれども、年度が違いましたら申しわけないのですけれども、委託に出して電気保安協会がやったときには、去年の3月11日以降ではなくて、その前だったかなと思うのですが、もしそうだとしたらもう少し変わった状況が生まれるのかなというふうに思っておりますけれども、松田議員が質問したかと思うのですけれども、あれはいつでしたかね。去年だったと思うのですけれども。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 業者が下請会社云々という話もありましたけれども、それはそれとして、節電をするというのは経費をかけないために節電をする。それは、契約電力を先ほど言ったような形で見直しをすとか、それはお金を払わなくていいという見方の経費節減のための節電と、私はエネルギーそのものを例えば上手に使うって、全体の使うピークを下げる、全体的な使用量を下げるための節電というものがあるのではないかと。その中で、今回言われているのはピークを下げる、全体の使用量を下げるための節電を国民が求められているということだと思うのです。デマンドコントローラーを設置を正式にいたしましたのは、今年度でございます。昨年度は、その前の年に委託に出しました関係から一部試験的に借りて測定をしてみたということがあります。その中で、例えばこの議場の電力量などもある程度使用日に上がるというようなことがわかりまして、例えばLEDにかえさせていただいたとか、そういうような取り組みをさせていただいているわけでございます。ですので、先ほど言ったピークを下げる、全体の使用量を抑えるというところをこれからは町民の皆さんにPRをしていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 次、3番目に移りたいと思います。

網走刑務所が所有しております山林の活用についてでありますけれども、あそこには503ヘクタールと申しましたか、自然林が300ヘクタールぐらい、人工林が200ヘクタールぐらいというふうに大まかに担当の者は話していたかと思うのですが、その中に水田が40ないし50ヘクタールぐらいあると聞いたのですが、私も10年ほど前、榎原議員に連れられてみんなと、町民とあそこをバスで登っていきまして作業所を見学させてもらったのですが、その両わきには水田があって、自然に木が、柳の木がほとんどだと思うのですけれども、生えて、ほとんど農地というふうには見えませんでした。ですが、あれはやはりある意味の資源であって、これは法務省が何と言うかわからないのに議論してもしようがないのですが、いずれ話をいただくというようなことで考えながら話をするのですが、あそこの水田は、今国営事業は本郷でやっておりますけれども、あの国営事業にのせて農地開発できるのではないのかなと僕は思っております。そして、四、五十町あると思うのですが、水田に戻すのではなくて、今ですから畑に戻ることになるのですが、あそこを農地開発して地元の方に農地配分するというのが最大の開発行為でないのかなというふうには思っております。

それですとか、自然林はやはりこの辺ではどの程度の自然林かわからないのですが、知床の山は一度も切っていないということで本当の自然、生態系が残っているということですが、刑務所も大正13年度に開設ということだったのですが……開発か。それから手をつけていないとすれば、相当な自然林が残っているかと思います。自然林というのは、先ほど中堀議員とのお話の中にも出ていましたけれども、作物というの

は適地にしか生えないのです。ですから、水田のようなところに柏の木を植えても柏の木は育ちません。ヤチダモですとか柳ですとか、その土地に合った植物しか育たないという。ですから、あそこはほぼゼロメートルから二百九十何メートルでしたか、町長言っていました。その間の植生というのは、そこに合ったものが育っているはず。そして、あそこにはそれに対する動植物ですか、クマもいるとか聞きますし、シカは当然おりますし、キツネもおります。町長言っておられた道立オホーツクの森には2色のキツネがいるといったかな、何というキツネだったか忘れちゃったけれども、これも珍しい種で初めて発見されたというような話もありましたので、もしかするとあの山にもいるのかもしれない。そんなようなことで、自然体系が残っているということであれば、そのまま置くわけにはいきませんが、皆伐するようなことのないように。そこに、これはドイツの例ですけども、子供たちが、幼稚園というのがないところがあるそうです。幼稚園がなくて、親が山へそのまま連れて行って、子供たちと祖母さんがそこで1日お弁当を食べて、川で遊んだり山で遊んだりして、そして山から帰ってくると。幼稚園はないというようなところがドイツではあるそうです。そんなような利用の仕方もあるかなというふうに思います。

それから、先ほど言われておりました森林セラピーですか、アロマセラピーといいますか、芳香療法といいますか、津別町や下川町でもやっているということですけども、そんなことにも利用できるだろうし、あとトレイルランニングだとか、山の中を走る競技ですか、こういうのも都会の人は結構やる人口があるそうです。やると100人とか200人とか来るということもあります。ウォーキングはもちろんですけども、そんなようなことでいろんなことに使えるというふうに思いますけれども、町長のお父さんはどのようなことを考えていたかわかりませんが、恐らくこんなようなことを考えておられたのではないのかなと。あそこを農地にしてしまえとか何とかということではなかったのではないのかなというふうに僕は思っておりますので、町長のお考えをお父さんのお考えも含めながらもう少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今の質問の中で確認ですけども、農地開発をして農地として払い下げをしたほうがいいのかというような趣旨の御質問と、それから今の自然をそのまま残しながら、その植生なり生態系なり自然を活用してというようなことでのお話がありましたけれども、それはそのうちの人工林と天然林を分けて考えるときに、人工林は、もしくは天然林はこうだというようなことでよろしいのでしょうか。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 町長のように上手に話しできませんので、申しわけないのですが、503ヘクタールの中に300ヘクタールは自然林があって、200ヘクタールぐらいが人工林ですよという担当の話でした。その503ヘクタールの中に水田が四、五十町あ

たのではないかという昔の、僕も１０年前に聞いた記憶なのですけども、それはそれとして農地開発できるのでないか。３００ヘクタールは水田はないでしょうから、自然林ですから、そういう生態系の利用の仕方。人工林は人工林として活用していくということのとおりです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ５０３ヘクタールのうちに、過去農地となった面積でありますけれども、約４５ヘクタール程度ということであります。水田が大体１５ヘクタールから１６ヘクタール程度、それから畑が２５ヘクタール程度、牧草地が５ヘクタール程度ということで、四十四、五町というところかと思います。そのほか５０３ヘクタールのうち天然林が約３００ヘクタール、人工林が先ほどの面積を除いたところでありますので、百五十五、六ヘクタールぐらいかというふうに思います。過去に払い下げを、昭和５５年当時陳情といいましょうか請願などもありまして、要望したときにはその当時は農地開発面積約２００ヘクタールぐらいあるのではないかという議論がありました。うちの父親は、専ら農地にして払い下げろと、その一点張りだったような気がいたします。ですけども、これを職員との中で現況の航空写真から見た中で、コンタ図などを見た中で、今農地開発を例えばもしやるとしたらどれぐらいの面積が確保できるだろうかということで、この４５ヘクタール、先入観として与えないで土木の担当の職員などと話をしたことがあります。その中で、いいところ四、五十ヘクタールではないだろうかというような話がありました。当然昭和５０年代の後半というのは農作物の値段なども非常に上がっておりました。さらに、農地の値段も非常に高くなっておりまして、その当時は１０アール当たり、例えば１０万円とか２０万円の山林を購入をし、造成費をさらに２０万円かけて、反当４０万円の農地でも安いと。一般に求めれば５０万円ぐらいするのだというようなことで、随分と農地造成が行われた時代であったかと思います。そのときには、かなり急峻なところも含めて農地造成をして畑にしてきたという経過なども含めて２００ヘクタールというような発想といいましょうか、面積規模が出たのではないかなと、私はそのように推測をしております。

しかし、今の時代、それだけ大きな事業費をかけて開発を例えばするということは、さてどうかというような向きもあります。従来畑になっていた程度ぐらいのところを農地として、例えば活用するというのであれば理解はできるのではないかなと。それ以外の部分については、今人工林と天然林があるという中で、例えばそれをある程度踏襲していくとすれば、人工林は人工林としての活用の仕方についてどうであろうとか、さらには天然林としては先ほど議員が言われたようないろんな森林セラピー、それから山の中を走るのもあれば、例えば馬で歩くのもあるかもしれません。いろんなもの、さらには林産副産物と言われるようなもの、さらには先ほどの話ではありませんけれども、ヒメヒナコウモリ以上に希少な例えば生態系がひょっとしたらあるかもしれないというようなこと。今回いろんな可能性について、まずは許可をいただかないとなかなか入れないというところでもありますので、町としてそのところについてはお許しをいただいて、調査をさせていただきたいというふうをお願いをしてご

ざいます。あくまでも今時点では他人様の用地でございますけれども、例えば網走市が過去に法務省から払い下げを受けた用地などもこのように使いたいという明確なビジョンがあって、それでその内容審査をされて、ではいいでしょうというようなことになりました。ただ、今私どもが持っているのは、今言われたようにこんなこともあんなこともいいなと思いながら、なかなか意見として一つにまとまっていないという中では、将来何とかうまく使いたいから譲ってくれというのでは説得力がないというようなことから、今回いろいろこういうような調査をして、町民意見をいただきながら話が一つの方向にまとまれば、それをもとに地域の活性化として使わせていただきたい。しからば買わせていただくことは、もしくは無償払い下げができないかとか、そんなことも思うわけでありましてけれども、そういうような形になっていけばいいなど、そんな思いでのことしの予算計上でございますので、きょうのこの議論だけですべてが終わるわけではなくて、今後いろんな方の御意見や、また調査結果からの判断などもいただきたいと思いますので、今後ともそういったところでまた御指導いただいた中で議論を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 今、町長は購入についてというようなことで、できれば無償でということだったのですが、私もそのように思います。国民の公共に供するものであれば、たとえ大空町にあったにしても、無償で国は払い下げてもいいのではないのかなというように思っております。自治体が特別売って利益を得るだとか、そういうことではありませんので、私はそういうように思っております。一例ですけれども、女満別小学校を今新築するときに国有地があったのですが、国有地の上に学校が建っているのですが、あれは財務省から年間何十万円でしたか、賃貸料を払って町が学校を設置したと。設置は町かもしれませんが、先生の給料から施設から教育内容からすべて国が責任を持ってやっているわけなのに、なぜああいう賃貸料を払わなければならないのかというのが当時常任委員会の中でも質問があったりして、いまだに私は理解をできないでおります。ですので、そこら辺も難しい法律があるのでしょうかけれども、できればこれを突破口にして無償の払い下げを強力に進めるということにしたいなというふうに私は思いますし、議長もよければそのような方向で、できないかもしれませんが、頑張ってくださいたいと。これは、町民の意見をどんどんと喚起するように町長も言うておりますから、議長も事あるごとにその辺の話は中央に行ったときに話をしていただければいいのではないのかなというふうに思っております。

以上、終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 昨年、高橋知事がふるさと訪問で当管内北網地域に来ましたときに、私どもの町の課題というよりは夢としてこういうような土地の活用というのがあると。私

どもの町の行政区域に所在するわけでありますけれども、例えば北海道と一緒にってこういうようなものの活用、考えていく、活用していく、そんなことがあってもいいのではないかとというようなお話をさせていただきました。また、ことしの2月にはオホーツクの総合振興局長と私、それから職員、刑務所の職員の方でスキーを履いて、あのところに許可をいただいて中を少し、調査という言い方ではないのですけれども、探索といいいましょか、そういうようなことで行ってまいりました。そういう中で北海道などにも、単に私どもの町だけで考えるのではなくて、大きな視点でそういうような応援をしていただければありがたいなと、そんなふうにも思っております。古い資料などによると、出典はちょっと定かではありませんけれども、町が作成して議会などに説明した、昔の当時の資料かと思えますけれども、その当時でいいますと用地価格は10アール当たり、1,000平米当たり3万円で約1億5,000万円、それから立ち木の価格が2億5,000万円、あわせて4億円ぐらいというような時価評価というような資料もございました。ただ、土地の値段は当時から見ると大分下がっているのではないかと思います、一方でそれから大分樹齢がふえましたので、立ち木の値段はひょっとしたらそれよりも評価が高くなっているかもしれません。そういったことなども今回の調査の中で少し見えてくればいいなと、そのように思っております。政策というのは、日々の生活ももちろん大切な部分もありますけれども、町民の皆さんにとって将来にわたる夢みたいなのを与えていくというか、一緒になって考えていくということも大切なことではないかと思います。一朝一夕に結論が出る問題ではありませんけれども、今回のことをきっかけに町民の皆さんといろいろ議論をといいいましょか、お話をしながら何かいい方法を考えていければいいなと、そんな思いでございますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて勝田鉄城議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 2時17分

平成 2 4 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・招 集 平成24年 6 月19日
- ・開 会 平成24年 6 月19日
- ・閉 会 平成24年 6 月20日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	齋	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
監査委員		
副町長		産業課長
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		住民福祉課長
総務課参事		産業建設課長
住民課長		総務課主幹
福祉課長		
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、平成24年第2回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、2番、中堀君子議員及び3番、近藤哲雄議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、12名全員であります。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は、一覧表として配付している
とおりであります。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第40号

- ◇議 長 日程第2、議案第40号 町道路線の廃止についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
伊藤建設課長。

- ◇建設課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第40号 町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第41号

◇議 長 日程第3、議案第41号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第42号

◇議 長 日程第4、議案第42号 物品の購入についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第43号

◇議 長 日程第5、議案第43号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第44号

◇議 長 日程第6、議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第44号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第45号

◇議 長 日程第7、議案第45号 大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
藤田住民課長。

◇住民課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第45号 大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第45号 大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第46号

◇議 長 日程第8、議案第46号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
藤田住民課長。

◇住民課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４６号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４６号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第４７号

◇議 長 日程第９、議案第４７号 大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
藤田住民課長。

◇住民課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４７号 大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第48号

◇議 長 日程第10、議案第48号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇総務課参事 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 この提案されている議案については何の異論もありますが、ちょっと、よくわからないところがあるので、教えていただきたいと思います。

町民自治推進委員会の項目がふえるということで、このことについては、先ほど申し上げたとおり異論はありません。

ただ、この町民自治推進委員会というのは、自治基本条例の一番核心的な、見直し、その他も含めて、成長する条例としての大事な役割を果たす町民の機関だと思うのです。それで、私は、たまたま産業建設常任委員会におりますので、報告を聞いていなかったのですが、総務文教厚生常任委員会のほうでは説明されていたというふうに聞いております。それは、何が言いたいかというと、公募の割合についてです。自治基本条例の審議の過程でも、私は強く公募の割合をふやすべきだということを申し上げていた経緯がございますので、関連として、3分の1という話も漏れ聞こえております。議員協議会にもかかっておりませんし、この際、そのことについての説明を求めたいと思います。

◇議 長 山本総務課参事。

◇総務課参事 今の御質問について、お答え申し上げたいと思います。

今、議員がおっしゃったとおり、この町民自治推進委員会につきましては、この条例を守り育て、実効性を高めるための町長の補助機関として定めるものでございます。当然、この委員につきましては、自治基本条例の基本をもとにしまして、町民の公募、それからこれらの条例を見直します専門的な知見を持った方ということを考えてございます。

この中でも、やはり男女の別、それからさまざまな各階層からの参加を求めたいということと、それから町民の公募による参加を基本としております。当然、町民

の割合についてもいろいろな議論がございますが、概ねの中では、やはり3分の1程度の方の公募を目指していきたいというふうに考えてございます。

また、この公募につきましては、いろいろな形で、定員等もございますが、選考もあり得るということで、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 公募の中でも、漏れ聞こえるところによりますと、公募の割合がもうちょっと何とかならぬのかという議論があったやに聞いております。内部で十分検討されて、このことについては、別に議決を要することではありませんので、規則でございますので、十分検討されて住民参加、住民自治を具体化するために自治基本条例をつくったわけでございますから、その象徴的なものとして一つ、内部で十分な御検討をお約束していただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。内部で議論はありませんか。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 小島議員からの御質問ということでございます。

公募については、過去からそういう附属機関、また、いろいろなところに対しても、そういうものを積極的に、という議論があったところでございます。今、一つの見安として、概ねということでお答えしておりますけれども、この件についてもいろいろなその性格、まさしく議員が言われましたように町民の代表としての機関ということも踏まえまして、3分の1を基本にしながらも、さらに内部で検討を加えていきたいというふうに考えてございますので、御理解賜ればと思います。

よろしくお願いいたします。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第48号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第４９号

◇議 長 日程第１１、議案第４９号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

◇住民課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４９号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号 大空町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第５０号

◇議 長 日程第１２、議案第５０号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

１０番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 過日の議員協議会において説明もあったことでありますが、その際に触れていなかったことを確認させていただきたいと思っております。

6月15日のまちのおしらせ号で、るる財政状況の厳しさを訴えた上で、国民健康保険は皆さんの問題ですと、こういうふうに書いてございます。皆さんの問題ですと言われても、ちょっと違和感があるのです。システム上の問題について、町長からもお話しがあったように苦悩、国民健康保険税担当者としての苦悩その他もいろいろあると思うのです。

とりわけてですね、私がお尋ねしたいのは、限度額を国が経年的に、常に見直していくということが過去にはあったわけでありましてけれども、今、現状はどうなっているのですか。まず、その点を第一点としてお聞きしておきたいと思います。

◇**議 長** 大槻福祉課長。

◇**福祉課長** 国民健康保険税の限度額につきましては、昨年の4月に改正がございまして、医療分につきましては51万円、後期高齢者支援分につきましては14万円、介護納付金分につきましては12万円、あわせまして77万円が限度額という形になってございます。

以上でございます。

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** ことしの見通しは、限度額のその上限というのが異動する可能性があるのですか。

◇**議 長** 大槻福祉課長。

◇**福祉課長** 国民健康保険税の課税限度額につきましては、平成18年以降毎年引き上げがされてきておりまして、昨年まで6年連続で引き上げがされてきたところでございます。

その間特に、平成22年と平成23年につきましては、医療分、介護分、後期高齢分をあわせまして、2年で8万円が上がるという形で、大幅な引き上げがされてきているところでございます。

平成24年度につきましては、この上げ幅が非常に高い、上げ幅が大きいということで、市町村から国のほうに地方の協議の場で、引き上げベースが急激すぎるというようなことが言われておりまして、国のほうとしては平成24年度の引き上げは予定されていないということで聞いてございます。

ただ、国のほうが平成21年度に方針として決定いたしました内容といたしましては、社会保険の限度額につきましては、年間給与収入が2,000万円ぐらになりますと限度額ということで、110万円ぐらい納付しなければならないというような形になっておりまして、限度額につきましては段階的に引き上げるというこ

とで言われておりますが、平成24年度については引き上げがされないということで聞いてございます。

以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 限度額について、もう一度詳しくお尋ねしたい件なのですが、私が国民健康保険運営協議会のメンバーであった時代に、随分議論させていただきました。その際に、資産割が非常に高いことの改善など等々をやってきたわけでありまして、私が申し上げたいのは、限度額世帯に関して医療費を実質的に使っている、平均的なデータはどのくらいあるかというふうに、当時聞きましたら、大体限度額世帯平均が200万円程度なのだという話があったというふうに記憶いたしております。今、現状はどうなっていますか。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 所得階層別の医療費の利用状況については、手元で押さえておりませんが、大変申しわけありませんが、お答えできない状況にございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 手元になれば、お答えにならなくて結構です。

ただ私は、このことについては非公式に大槻課長に事前にお話をしている経緯がございますから、ですから、資料を要求していなくても用意されていないということは、ちょっと問題があるというふうに、私は思っています。

したがって、私が言いたいのは、今、国政の状況も消費税が増税される、その後にはTPPというような問題で、町民の生活全体が大きく変化する可能性を持っているのです。負担増が、これからふえていくと。こういう状況の中で、苦悩の選択として出されているという背景は重々承知しておりますけれども、やはり国等に対する働きかけも、この際明快に、町長のほうからお話をいただいて、質疑を終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 議員協議会の席などでも、国民健康保険制度そのものの仕組みというものが非常に、疲弊と言いましょうか、制度崩壊に近いような、そういう形になってきているのではないかと、そのようにも私自身の感想として申し上げました。

そのことを町内でとどめておくということではなく、国に対して、また、いろいろな関係機関などを通じて、これからもしっかりと訴えて、この制度の抜本的な改正というところを目指していけるように、私どもも努力してまいりたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第50号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第50号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第51号

◇議 長 日程第13、議案第51号 大空町女満別湖畔公園条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
福田産業課長。

◇産業課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
10番、小島一弘議員。

◇小島議員 基本的には了としたいと思っておりますが、ちょっと疑問点があるので一つだけ、一つというか二つぐらい確認させていただきたいと思っております。
議案書40ページの第7条関係で、使用料の減免をうたっております。第3号において、その他町長が特に必要と認めたとき、という項目がございます。これに関

連して、使用禁止をうたった行為の禁止ですね、第12条。「営利を目的とした行為をすること。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。」と。このくだりは、何を念頭に置かれているのか、お尋ねしたいと思います。関連があると思います。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 条例ですので、いろいろなことを想定しなければならないというふうに考えてございます。

1点目の使用料の減免でございますけれども、当初、例えばの例ですけれども、当初15人で申請してキャンプをしていたものが、団体の区分の人数がふえたとか、そういうことが想定されるのかなと。そこで、この減免というものが、第7条が発生してくるのかなというふうに思っております。

それから、第12条の「営利を目的とした行為をすること。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。」というのは、この公園を町民の皆様ほか、憩いの場として利用していただきたいということでございますので、そのような公共の事業等で物の販売をするというようなときには、この条文を適用して広く町民、または公園の活用に……利用していただきたいというように思いで、このような条文を設けているところであります。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 どうも課長の答弁は歯切れが悪いのですけれども、具体例と言ったって、具体例はもう明確に見えてくるはずですしね、どこをいうかによって、営利事業もいろいろな種類がありますから、はっきり歯に衣着せないで言えば、NPO法人めまんべつ観光協会が行う関連の営利事業と、イベントの実行委員会という名目でやっているテナントの出店と、性格は二つに分けて想定されると思うのです。

私は、すべてだめだなんていう話をしているのではないのです。こういう形で、使用料の減免ということは免除もあるでしょうし、減ずるという意味もあるでしょうから、この辺の関連と、「営利を目的とした行為をすること。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。」と言っているくだりをつなぎ合わせると、もうちょっと明快にお答えいただいたほうが、私はいいと思います。なぜそのようにあいまいにする必要があるのですか。いろいろあるだとか、それは何でも世の中にはいろいろありますよ。どういう条文でも、町長が特に必要と認めたときだとか、そういうものはいろいろありますよ。これは必ず置かなければならないものですよ。そのことに、何も異論を申し上げているのではないのです。

ただ、12条関係については明快に、行為の禁止をうたった上で、営利を目的とした行為をすること。これは、だめだよ。原則的には。しかし、町長が認めた場合はこの限りではありませんよという、裁量の範囲をお尋ねしているのであって、私が参考までに事例を挙げたことに、例を挙げてお答え願えればありがたいと思います。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 公園の中の禁止ということで、何びとも好き勝手な販売行為を制限したものでございます。過去の公園の使用例から言いますと、一番のメインとなるのは、やはり町を挙げて行っているめまんべつ観光夏まつりであろうと。花火大会があり、多くの方々が訪れるそのときに、中に売店の一つもなければ、大変盛り下がってしまうと申しましょうか、そのようなことも考えられる、過去の例から言えば、そのようなことでございます。その他、いろいろなイベント等にも、これからも何かに使っていただきたいというようなことも、一応考えはしているところでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 何となくはっきりしないのですけれども、私も商売人ですから。議員である前に。必要経費も含めて、随分いろいろな話が聞こえてきます。相当もうかったという話も聞いてきます。私は商人ですから、それは結構なことだと思っています。しかし、使用料も払わないで商売ができるというケースは、まずないと思うのです。実費を負担すると。ただ、私は売店そのものに文句を言うつもりはないのです。交通整理はいろいろあるだろうと。今後の課題だなという程度に押さえております。しかし、例えばNPO法人めまんべつ観光協会において行っている「シジミ採り」の問題だとか、そういう問題についても営利事業ですよ。この辺については、どういう見解を持っているのですか。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 今回の条例につきましては一応、湖畔公園条例ということで、町有地を対象にしてございます。シジミ採りを西網走漁業協同組合に委託して、NPO法人めまんべつ観光協会が行っておりますが、その部分については河川敷地ということで、私どもは線引きをしているところであります。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 事実上、袋を売っているのはどの場所ですか。ですから、そういう言い方を……物事を分けて整理して答弁したつもりにならないで、今後の検討課題というぐらいの押さえ方をしたらどうですか。私は、だめだと言っているのではないのです。必要ならば、利益を出している団体は使用料を払ってでもやれるはずですから、その観点を申し上げているだけであって、それは個別のテナントでもそうですよ。それだけ利益を出している間は、それは必要な負担はしてもいいのではないかと。私は、商人ですから常にそう思いますよ。ただでやれる商売なんて、ないのですから。ただ、それ以外のいろいろな実費はかかっているのですよ。かかっていない商

売なんて、ありませんから。そういうことをもうちょっと整理しておかないと、どうも気になるのです。気になりますので、これは運用ですから、これを踏まえて町長においてどう判断するかという問題ですから。これは、これ以上私は申し上げません。町長において十分考えて、運用していただければ、別にこの提案そのものに反対するものではございませんので、これで終わりたいと思いますが、一言あればありがたいと思っております。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 夏のシジミ採りですけれども、大変、町外からも楽しみにして、来ております。また、観光バスも入って採っている、また、稲城市等児童交流の子供たちも体験としてそこを利用されているということで認識しているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、袋を売っている部分はどうかという御質問ですけれども、砂浜であれば河川敷地で、ちょっとあがれば町有地ということで、大変微妙なところでございますけれども、その点につきましては、ここで線を引いて、こっちからこちらに来てはだめですというような話にもなりませんので、女満別湖畔の観光振興という観点からも、その辺について、また内部で協議をしていきたいというふうに思っております。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第51号 大空町女満別湖畔公園条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号 大空町女満別湖畔公園条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第52号

◇議 長 日程第14、議案第52号 平成24年度大空町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇**総務課長** （提案理由説明）

◇**議 長** 日程第14、議案第52号 平成24年度一般会計補正予算（第1号）の説明が終わりました。ここで、昼食のため休憩します。
再開は午後1時00分。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

◇**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第14、議案第52号の議事を続けます。
これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。
10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 補正予算が出てまいりました。非常に山下町政のカラーがよく出てきてですね、いくつかの点で最大限評価したいというか、文句のつけどころがないなど。そらっきーポイントカードを使つての節電協力報償費であるとか、あるいは住宅リフォーム事業についても果敢に、希望が多いのだから補正を組むと。それから、さらに年来私も言ってきたことなのですが、女満別町政時代も、宇野町政の中では、なかなか歩道事業が進まなかった。そういう意味で、今回予算化されたことを最大限評価させていただきたいと思っております。

その観点に立って、ちょっとわかりにくい点もございますので、特に歩道事業について、61ページですけれども、研修会館通り線道路整備事業並びに仲通り線道路整備事業、西3条線道路整備事業、これは基本的には歩道整備事業だろうと思うのですが、その辺の中身について、ちょっと、詳しくお聞かせ願いたいと思います。

◇**議 長** 伊藤建設課長。

◇**建設課長** それでは、ただいまの御質問ですけれども、まず研修会館通り線道路整備事業の概要につきまして、御説明させていただきたいと思います。この事業につきましては、片側の歩道を整備する内容、それから研修会館の前にバスの停留所というか、乗り合いの場所が現在ございます。その関係で6台分のバスレーンを設けるといったような事業になっております。延長的には大体150メートルの延長ということで考えてございます。

それから仲通り線道路整備事業につきましては、場所的には3丁目線の「ながしま家」さんのところから3丁目の間、大体延長としまして123メートルほどの延長の両サイドの歩道の整備ということで考えてございます。

それから西3条線道路整備事業につきましては、女満別青少年文化会館の南側の

通りになりますけれども、その両サイドの歩道の整備ということで、延長としましては223メートルほどの歩道整備をするということで、現在計画になっております。研修会館通り、それから西3条線の事業につきましては、今回社会資本整備総合交付金の内示の関係で配分になったということで、新規として工事費を計上させていただいているところでございます。

以上です。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 るる説明いただきました。歩道の整備は東藻琴地区から見て、本当におくられていたのが、こういう整備が進むということは非常によろしかろうと思っておりますし、ちょっと前から着手されて、西仲通りなども歩道整備が進んだということで、大変評価をしているのですが、歩道の整備というのは本来的には子供やお年寄りや普通の人たちが通るのが歩道だと思うのです。ところが、残念なことにその意味と意義が理解されていなくて、いくつか不具合が発生していると思っているのです。つまり、一種の占有状態が生まれてきているということもあるのではないかと思いますのですが、担当課としてその辺についての対応及び現状認識は、どうなっていますか。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 今回の御指摘の内容ですけれども、歩道につきましては当然歩行者の通る場所ということでございますので、そこに占有されるようなものがございまして、阻害される部分がございまして、その部分につきましては極力避けていただくというのが本来であろうかと思っております。その関係で、もしそういう状況が続くとなれば、それなりの道路の役割だとか歩道の役割だとか、そういうものについては広報等を通じて周知させていただきながら進めていきたいというふうに思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 随分注意をしたけれど、なかなか直らないという実態があるやに漏れ聞こえております。これは、せっかく、山下町政のいわば目玉事業だというふうに私なりには理解をしていて、住民の皆さんにも理解し、隣接の地権者にもきちっとその意義を理解していただかないと、なんのための歩道整備事業だったのか、お金をかけてですね、長きにわたって歩道が整備されていないものですから、簡単に言うと私なども含めて、何とはなしに自分の土地の延長のようなつもりでいるという傾向が強まって、女満別地区は特にあるのではないかなと。ですから、今後は広報活動を通じてという話ですが、厳しい指導をしていかないと、やはりうまくいかないと思います。駐車場として整理されているものが、歩道上に車を置くなどという状態が生まれると、車いす対応でも歩けなくなります。歩道から車道に回り込んで出な

いと、通れないという状況が生まれてくるのです。そういうことは、歩道整備した立場から、私は町長さんも含めてそう思っておられると思うのですが。これは、きちっとやらないと、何か勘違いされているようなところでは、やはりだめだと。再三注意しても直らないというときには、どんなことを考えておられるのか最後にお聞きして、この質疑は終えたいと思います。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 今の御指摘ですけれども、当然歩道上にありますと、交通安全上大変よろしくないというようなことが発生するかと思います。今後その辺を十分、定期的な維持管理をする中で点検もしながら、確認もしながら十分進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 集合的な公営住宅などで、昨年度かなり徹底した対応をとらせていただいた経過もあります。それは、交通安全上も問題がありますし、昨今の救急車の出動状況などを考えますと、そういう折にも路上の駐車、歩道への駐車などというものは、阻害要因になるということがございまして、その折にも警察当局などとも相談しながらお願いして、そういうものが減少したこともございます。さきの地域審議会でも、そういったようなお話もございました。そういうようなものと類するような対応を今後とらなければならぬならないように、まず事前に地先の方々にしっかりと理解を求めていきたいと、そのように思っております。

また、それでどうしてもということであれば、先ほど言った類するような対応をとらせていただきたいということにしていきたいなと、このように思っております。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
1 番、品田好博議員。

◇品田議員 若干わからないところがありますので、ちょっと教えていただきたいなと思います。

43 ページの一時借入金の補正……一問一答でよろしいですか。一つ一つ。この一時借入金ですけれども、私はわからないのですが、ルールがあると思うのですが、どういう状況になったときに、この一時借入金の補正をするのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

◇議 長 竹内総務課長。

◇**総務課長** 一時借入金の関係でございますけれども、まず当初予算で11億円の予算計上をさせていただいております。これは、地方債と社会資本整備総合交付金の歳入が3月中に入って来ればいいのですけれども、出納整理期間中に、通常は地方債などは5月の末に入って来ます。それで、地方債は当初でいくと8億8,000万円くらいの金額がございまして、今回1,000万円ですので、9億円近い地方債が出納整理期間に入って来るということになります。その間の資金繰りが大変になります。だから、民間でいくと資金繰り対策で、資金不足に対応するために限度額を設定して、その範囲内で通常借りているという状況でございます。それで、最近では、例えば4月、それから6月、9月と、地方交付税が8億円であるとか、そういう額で入って来ますので、何とかその額で資金繰りはできるのですけれども、やはりその時期、例えば工事の支払いだとか、いろいろ出てきたときに資金不足が発生します。そのために、ある程度地方債と社会資本整備……補助金の額に限度額を近づけて金額を定めて設定して、一時借入をするということになっておりますので、そのようなことで……それで、今回も1,000万円を追加してございますけれども、地方債が1,020万円ということなので、概ね1,000万円を追加させていただいたということでございます。以上でございます。

◇**議 長** 1番、品田好博議員。
この案件で、まだ何点かありますか。

◇**品田議員** 2点ほどです。

ありがとうございました。よくわかりました。

59ページでございますけれども、節電対策事業。この内容ではなくて、これの報償費の、そらっきーポイントカードのポイントを与えるということでございますけれども、たまたま先般、町長さんにもそらっきーポイントカード会の総会に御出席いただきまして、総会議案なども見ていただけたと思いますけれども、私もその席で、町長さんの前であえて質問したところでございますけれども、まだ記憶に新しいと思います。

私が言いたかったのは、行政がこういったものを出すと。大変すばらしいことで、私は望んでいたところでございまして、大変ありがたいなと思っておりますけれども、加盟店の責務として、発行するだけではなく回収に努めなければならないと、こういうことがあります。議会基本条例ではないのですけれども、加盟店の責務というものがありまして、出しっぱなしではスタンプ会計が成り立たないということは、町長さんも総会議案を見て、わかったと思います。私どもの、そらっきーの委員会では、3年間の有効期限があります。いわゆる、2014年の3月末で、これから発行しているやつが、期限が切れるわけです。ですから、そこまでお客様が泡を食って使っただけならば結構なのですけれども、このスタンプというのは、どういうわけかわかりませんけれども、人間の心情として満杯になったからすぐ使うのではなくて、ためるといって、そういう考え方の方も結構いらっしゃいます。そういったことで、回収が思うように進まないの、委員会が事業を行って、力で集めると。いわゆるプレミアムを

つけて、経費を出して集めるということでございます。そのときに経費がかかるという、運営上の金がかかるということでありますので、まずその辺を理解いただきたい。もうけられるという事業では、なかなかないと。それが、大きい内容が引当金なの다는ことは、私が質問したところでございます。

ですから、有効期限がありますので、3年後には七、八百万円なり1,000万円なりのものを、あがってこなければ切らなければならない。そうすると、益金にそのまま算入されますので、税金対応などをしなければならぬということで、大変苦しむことになろうと思います。そういうことがありますので、私は何を言いたいかわかると、出していただくのは結構なのですけれども、同時に行政として集めると言いますか、出すのも販売促進、集めるのも販売促進という意味合いを、ぜひわかっていただきたいなど。出して、集めていただけると。だから、自己責任は100万円出したら100万円集めるというのが理想ですけれども、本当は5割近く集めていただければ、資金の運営上いいのですけれども、集めなければ退蔵金がたまりますけれども、そういった形で税当局が、それを3年、4年なりで精算しなさいよということで、そのときに税の対象になるということでございますので、行政としては出しているのは大変ありがたいですけれども、同時に角度をかえて集める、例えば6月末に特定健診が始まります。2,300円です。そのときに、4枚持ってきてもらったら2,000円だけれども、300円は得ですよという、特定健診販売促進といいますか、その300円は決して、行政がもちたくなかったら委員会と話をしまして、委員会がもっても、私は結構だと思っています。それだけ、回収はしなければならない事業ですので、その辺をおくみ取りいただいて、現在200万円つけてもらった予算が、この間の町長さんの挨拶で、まだ3万円ぐらいしか出ていないのだと。これから、どしどし出すのだと言いますけれども、出せば出すほど未回収がふえるという可能性もありますので、同時に出して、集めるという、そういう販売促進を手がけていただければ幸いです。各課を挙げてやっていただきたいと。女満別青少年育成協会においても何か、芝居があったら3,000円の手数料を4枚で、得ですよという形の販売促進を打っていただけるよう、お願いできますか。その辺の考え方を持っていたかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

山下町長。

◇町 長 視点が広範囲にわたることかと思いますので、担当課長というよりは私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

そらっきーポイントカードを発行するということは、結果的に各商店の方々が値

引きをしているというようなことかと思えます。それが消費者の方々のところでたまって、それをまた御利用いただけると。本来は、私が思いますのは商店の皆さんが、そのカードを使って、どしどしと買い物をしていただくとか、利用いただくということで、来店をいただく、そのときには多分そのカード以上のお買い物ということになりますので、発行する人によっては、私は例えば10万円相当分を結果的に出しましたと。片や100万円相当分出したということで、差ができるかもしれませんが、それ以上の分を例えば回収しようという御努力があって、そして地域内の商行為の循環というものがなされていけばいいというふうに思っております。

ただ、発行したときにといいますか、そのそらっきーポイントカードの仕組みをつくった中で、前段行われていたあおぞらスタンプ、女満別地区で行われていたものがあります。あの中では、それらをもって公共料金の支払いに充てられないのかということが過去ありまして、それらを一部可能にするような制度としてございました。そらっきーポイントカードも、この制度ができて、今現在はそういう形にはなっておりませんが、これがだんだんと成熟していけば、そういうような取り扱いということも出てくるのではないかなと。これは次の課題ではないかと、そのように感じていたところでございます。ですので、団体が、税金がかかる、かからないというよりは、私どもからすれば、たくさん発行していただいて、たくさんそれを使っていたいて、地域の中の消費活動のパイが大きくなるというところを目指している部分でもございますので、そういうような視点を持って、町としてもどのような取り組み姿勢がいいのかと。今、町は発行する一辺倒としかになっておりませんが、今後の課題として受けとめてまいりたいと、そのように思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 御理解いただきまして、大変ありがとうございます。関係ないという側面もあるかと思いますが、税金を納めたくないからということではなくて、それも活性化の一つのですね、回収も大きな活性化の一つ、出すのも活性化になりますけれども、集めるのも活性化という両側面を持ってお願いしたいということで、御理解賜りたいと思います。

それと、先ほどの同僚議員からの質問でありましたけれども、たまたま西仲通りが……何ページでしたか……61ページですね。西仲通りが去年……ことしでしたか、完全に終わりましたけれども、大変、全部通りまして、素晴らしい事業であったというふうに、私も認識しております。たまたま聞きますのは、私も一般質問でしました。新設の歩道に雪がたまって、除雪ができない箇所があると。目的の実効がなされないのではないかなというふうなことを、冬の快適な環境づくりという一般質問でさせていただきました。その後、近間の人方も相変わらず、その歩道に雪を投げているものですから、どうして投げるのだと、ちょっと確認したら、「この事業が始まる前に集まったときに、従来どおり投げてもらって結構だと、そうしてもらって結構なのだということで、おれは賛成したのだ。」というようなことをおっしゃっているのです

ね。あらっ、というふうに私は思いまして、そんな形で言うわけがないと思うのだけれども、本人が別に、大して歩道を歩く人がいるわけではないし、そんなことをされたら雪投げ場がないと。そうしたら、今までどおり雪を投げていいのだよと言ったと、こういうふうなことになるので、先ほどの話から見たら、ちょっとどうなっているのかなというふうな感じを持っております。それであれば、冬になったら閉鎖する。夏はとけるからいいのだということでは、問題があるのかなと。やはり歩行者の安全なり交通網の環境整備ということで、やっているわけですから、せっかくやられた、本当に小さな市街地ですけれども、すばらしくきれいになってきておりますので、ぜひとも除雪がもしか、それはないと思いますけれども、除雪をためるという形はないような形で指導していただきたいと思います。多分、その人の誤解だと思いますけれども、誤解をとかなければならないですから、もしかその辺、よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 ただいまの御指摘ですけれども、歩道の除雪に関しましては、どのような調整をしているのか、私は今の段階では、ちょっと確認ができません。それで、冬期間の除雪の雪捨て場の状況も確認しながら、また、先ほどもちょっと触れましたけれども、広報で道路の役割だとか歩道の役割だとか、その辺を十分理解いただくような形で、広報にでも掲載しながらやっていきたいと。それで、除雪の関係につきましては毎年秋口に、除雪が始まる前に注意点だとか、そういうものについて広報でお知らせもした中で進めておりますので、またその辺を内部で調整しながら、確認もしながら進めてまいりたいというふうに思いますので、御理解賜りたいというふうに思います。

◇品田議員 以上です。

◇議 長 そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第1号)は、

原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第53号

◇議 長 日程第15、議案第53号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第54号

◇議 長 日程第16、議案第54号 平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第55号

◇議 長 日程第17、議案第55号 平成24年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 平成24年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 平成24年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第56号

◇議 長 日程第18、議案第56号 平成24年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第５６号 平成２４年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第５６号 平成２４年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 発議第１２号

◇議 長 日程第１９、発議第１２号 大空町議会会議規則制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
６番、植田泰弘議員。

◇植田議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第１２号 大空町議会会議規則制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第１２号 大空町議会会議規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第13号

◇議 長 日程第20、発議第13号 大空町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6番、植田泰弘議員。

◇植田議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第13号 大空町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号 大空町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第14号

◇議 長 日程第21、発議第14号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第14号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、
「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2013年度
国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第14号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への
復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など201
3年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書は、原案のと
おり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

暑い方は、上着を脱いでよろしいです。

◎日程第22 発議第15号

◇議 長 日程第22、発議第15号 けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の
推進を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第15号 けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求め
る要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第16号

◇議 長 日程第23、発議第16号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第16号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第16号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議第17号

◇議 長 日程第24、発議第17号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第17号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第17号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議第18号

◇議 長 日程第25、発議第18号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第18号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第18号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 報告第6号

◇議 長 日程第26、報告第6号 平成23年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり平成23年度繰越明許費繰越計算書の

提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇**総務課長** （提案理由説明）

◇**議 長** これで平成23年度繰越明許費繰越計算書の報告については、終わります。

◎**日程第27 報告第7号**

◇**議 長** 日程第27、報告第7号 平成23年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。
丹治生涯学習課参事。

◇**生涯学習課参事** （提案理由説明）

◇**議 長** これで平成23年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況については、終わります。

◎**日程第28 報告第8号**

◇**議 長** 日程第28、報告第8号 平成23年度財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。
福田産業課長。

◇**産業課長** （提案理由説明）

◇**議 長** 質疑があれば許します。
10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 今、課長のほうから概略的な説明をいただきました。聞けば何か赤字がほとんどで、特産品の関係の会計ですか、それがプラスであるという内容で説明されておりますけれども、総額にわたると取扱額がどうなるか私にはわかりませんが、総括的なあれを見ると、4億5,000万円以上の形になっているようです。4億5,000万円といえば、この町における他の企業と比較しても、比較的大きい企業というか、そんなになんというぐらいの企業の中身になっているのではないかと思います。

ところが、こんな大事な財団法人めまんべつ産業開発公社、設立当初は第3セクターとして、100%出資のものをつくってきたということで、健全な経営管理が

なされているものとして、余り聞く機会が、私自身はありませんでした。今回、本来ならばこういったことは、産業建設常任委員会にも状況報告を事前にさせていただくといのになという印象を持っております。私は、平成3年から女満別町において議員をやっておりましたけれども、財団法人めまんべつ産業開発公社は、いずれかの時点で、その役割を果たす時期がくれば民間へ譲渡するという基本方針であったように記憶をいたしております。こんな赤字のようでは、いつまで経っても民間にできないと、こういうことになるかもしれませんが、どうも内容的な中身について、説明がないと私にはわからないことがいっぱいあります。例えば、事務所なんかも、ときたまトマトジュースなんかを取りに行くときにのぞくと、前は二、三人しかいなかったのに、私の目の間違いでなければ五、六人近くおられたように……ゆとりができたなど。やはり、一方の役割は地元における雇用を生み出すという作業もありますから、結構なことだと思っております。私も商売人でございますから、決算のときに余剰の税金で投与するよりは、できるだけ地域経済に波及効果のあるような運営をすることが望ましいという観点からやっているのだろうなど。節税をよろしくですね、まあ、そんなふうに理解をいたしておりますが、どうも中身がいまいちわからない。事業の一つ一つの細かいことについては後ほど聞きたいのですが、まず、最初に今後はどうするのかと。この財団法人めまんべつ産業開発公社を。以前の……もう何年になりましたかね、そのことも含めて将来的な展望についてどう考えているのかということをも、最初にお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 財団法人めまんべつ産業開発公社でございますけれども、設立は昭和59年12月、町からの出捐金1,500万円をもって設立いたしました。その目的と申しますのは、地元の一次産品を使つての特産品、また、町の観光イメージ等、商品の開発ということ、それから道東の空の玄関ということでございまして、きれいで清潔な、心の触れ合う町づくりを目指した環境整備事業ということでスタートしたかというふうに思います。今現在職員数が、職員、パートを含めて75名、冬期間においては約90名の職員で事業費も4億5,000万円というふうな、大きな団体になっております。ただ、この財団法人めまんべつ産業開発公社はですね、今、地元の農産品を加工して販売するという責任を担っているのは、この公社が一番責任を担っているのかなというふうに思います。

今後のことでございますけれども、今、公益法人の制度改革ということで、平成25年11月までには一般財団法人か公益財団法人というような選択をしなければいけないのですが、今のところお聞きすると、一般の社団法人で事務を進めているというふうにお聞きしてございます。今後ですけれども、今となりましたは雇用も含めて、うちの町にはなくてはならないような事業展開をしているということもございまして。お聞きしますと、今後6次産業化ということもございまして、生産、加工、販売までを意識し、それにはJAめまんべつとも連携しながら新たな地場産業、そして地域経済を発展させるために、今後もそれを担っていくというふうなお

話は伺っているところでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 設立から、もう30年を経過しようとしているわけですね。大ざっぱに言うと。ですから、今の課長の答弁によると、女満別の第1次産業を基本とした産品を開発するということが主要目的だと、こんなお話もございましたけれども、事実上事業の内訳を見ていくと、人材派遣業務であったり、それから施設管理が中心になっているような感じも強くいたします。ウェートとしてどう理解するかということは、さまざまに一つの方便として選択肢をそういうふうにやってきたということは理解できるのですが、今のお話だと今後の展望がよく見えてこないのです。ひとつ、まあ、その辺を突っ込んでお聞かせ願えるとありがたいと思っていますし、あとこまごまとしたことを、ちょっと聞きたいことが、疑問点がありますので、その総括的なことをもう一度、私が言う民間譲渡の道は、どう切り開かれるのかなという観点からの答弁がないような気がしますので、よろしく願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町が出資している第3セクターということであります。担当課長の答弁の中で、町の産品を活用した特産品づくりということでありますけれども、昭和59年に設立されているということでございます。それは当時、昭和60年に開港する女満別空港の消防業務などを、地域としてどのように受け皿を整えるかという中に、こういった発想が出て来て、さらに、単に仕事の委託を受けるということだけではなく、地域の農産物などを使った特産品開発を主とした第3セクターと言いましょうか、公社、そしてその傍ら施設管理なども受けるという形態をとったというふうに思っております。

また、その当時課題となっておりました町の各種公共施設群、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて、各種整備されてまいりました。その中で、昔は個人に管理を委託するというような変則的な形をとっていたものも、数多くありました。それらを一手に引き受けて、この公社の職員として職員を抱え、そして管理をするというような方式に改めたというのが、経過ではなかったかと思えます。

私は、常々産品の開発などについても職員などと話をしておりますのは、産業開発公社というのは開発をするところであって、最終的にそこで生産して、そこがもうけるというためのものではない、ですので、ある程度の開発ノウハウができ、ある程度の販売ルートができ、民間ルートに乗れるようなものがあれば、それはその産品などを何がしかの企業のほうに全譲させていく、そういう役割を担っていると。

しかし、御指摘のとおり、なかなか十分にそういったところまで至っていない分野もございます。また、時代の中でいろいろな要請を受けて、今までいろいろな委託業務などを引き受けてきた経過にあります。ですので、先ほど言った抱える職員

数がどんどんと多くなっている現状にあります。ここいらで財団法人のあり方を見直すときに、先ほど一般財団法人の選択の中で移行していこうかということですが、その中で産業開発公社が今後とも担っていかなければならないもの、まだまだその役割としてあるものと、さらには、そうではなくて別な仕切りの中で手放してと言いましょか、別なところが担っていただける、そういうものがあるのであれば、そういうところをお願いする、そういうことも考えていかなければならないのではないかなと、私はそのように感じております。

ですので、その取捨選択のところは、まだまだ十分議論ができておりませんけれども、そのほかのいろいろな財団の形式なども考えて、1カ所が特に肥大してしまう、何もかにも受けてしまうということについては、どのような弊害、もしくは利点などを生み出すのか、今までは正直言って十分な分析に至っていないと思うのです。ですので、改めてそういうことについて検証を加えながら進めていきたいと、そのように考えております。すべてこのところが何もかにもできるのだという意識を持っていないということを、まず御理解賜りたいと思います。

以上、私の感じておりますことについて申し上げ、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長から、丁寧なる御答弁をいただきました。私も同じ見解でございますので、そういう方向に向けて課題整理をぜひとも行っていただきたいと思っております。

本来なら、順番から言えば細かいことは先に聞けばいいのですが、ただ、経営状況報告を説明する書類を見ていて、ときたま町民の皆さんからいろいろ疑問点が寄せられていることについて、担当課長でよろしいのですが、お聞かせ願いたいと思っています。

それは、3ページの平成23年度の決算に伴うその報告で、産品の設定について2点ほど。さくら豚が中心になっています。これは私も、ブランド豚としてかなり確立してきたので何の異論もございませんが、当町においては平成20年の2月だと思いますけれども、「豚しゃぶ長いも井」というものを商工会が音頭をとって始めてですね、それ以来地場産の豚肉に脚光を浴びさせるということで進んでまいったわけでありまして、この北海道新聞の当時の記事が何日なのか、ちょっと古いのですけれども、私は持ってきたのですが、覚えておりませんが恐らく平成20年2月以降の「豚しゃぶ長いも井」のデビューに際しての記事だと思います。この中に、地元の豚というのは、どういうものがあるかと。さくら豚に加えて女満別産のさくら三元豚や、東藻琴産のノンキーポーク、それ以外にもいろいろあるように、私は思っているのです。特化することは大切ですが、その他の地元の豚について、何の配慮もないということにはならないような気がするのです。さくら豚も一定のブランド化は確立しましたので、同様に公平に、その他の生産者にも機会を与えるということが必要ではないかという観点について、どうお考えになっているのかお聞かせ願いたい。関連して、その3ページに出ているのですが、先ほど町長の答弁にも

ありましたけれども、地元の自営業者への加工技術等の提供と書いてあるのですね。これは、具体的にはどんな形で、どのようなところに技術の提供を行ったのか。ちょっと、わからないのですよ。相談したら教えてくれるという話ではないと思いますので、積極的に位置づけていることです。それも情報開示をぜひともしていただきたいということを申し上げて、お答えを願いたいと思います。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 さくら豚の件でございますけれども、さくら豚ということで、何とかまちおこしということで始めたかというふうに聞いておりますけれども、今お聞きしますと、JAとその定義についてを今、取り進めていると。町内の養豚業者の方が、なるべく取り扱えるような形で進めたいということでお聞きしております。

あと、その地元自営業者への加工技術等の提供についてはちょっと、私のほうでは押さえておりません。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 JAが中心になって、そういうことで受け皿づくりをやっているのだという話でございますから、先ほど申し上げましたように大空町産全体の豚ということについて、統一したものにしていくのか、考え方も含めて整理をぜひともやっていただきたいと思いますが、先ほど聞いたもう一つの、後段の地元の自営業者への加工技術の提供というのを知らないという話なのですけれども、担当課長が随分長く産業開発公社のほうに出向していたのですから、知らないということもないはずなのですが、これは内容がないことを書いてあるわけではないですよ。間違いなくあるのですよね。その辺は後ほどでよろしいですが、教えていただきたいと思います。

それから続きまして、今、担当課長にも申し上げたように、先ほども申し上げていたようにこれだけ、事務所にも五、六人いるというような状況で、聞けば冬期は90名と。常用雇用というのが75名ということで理解したのですが、それだけ大世帯になっております。管理上、出向する職員を今置いておるわけですが、このことについては、担当課長は答えにくいでしょうから、今後も継続していくものなのかどうなのか。検討材料としてなるのか、ならぬのか。派遣しなかったら、赤字は全然解消しないということなのではないでしょうか。私は、そろそろ自発的に、自立的にやっていけるだけの財政規模で、企業努力すれば黒字にもできると思って認識しているのですよ。職員を派遣しないと、赤字幅が大きくなるということではないような気がするのです。だから、その辺についての考え方をお尋ねしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 各種団体に対する職員の派遣ということであります。私の基本的な考え方は、役場の職員でなくプロパーと言いましょか、そここのところの専属の、そういった方を雇い上げるということが一番望ましいと思って、役場を退職した方などという形でも、ある団体などにはありますけれども、正規な、役場の職員を派遣するというのは、なるべく抑えていきたいというふうに考えております。

しかし、現実の中で相手側からの要請だとか、そのときのいろいろな課題など、人事配置の中でそういうことをまだやっている部署の一つとして、産業開発公社がございます。しかし、基本的な考え方は、これは前から小島議員からも、いろいろな形で御指摘いただいておりますとおり、そのときに答弁しておりますとおり、基本的にはそういうような、役場からの職員を配置するということを少なくしていきたい、減らしていきたいという考え方を常に持ちながら、やらせていただいているという状況でございます。ですので、今すぐこのところについてどうするかという考え方まで至っておりませんけれども、そういう姿勢でもって今後も望みたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 その点は了解いたしました。

もう一つ、小さなことのように見えるのですが、私は会計処理上の数字を読む力がないということも、もちろんあるのでしょうけれども、財産目録がいろいろついております。私が、議員でなかった時代に、平成15年以降ですね、除雪用に供するタイヤショベルを購入したという事実があると思うのですけれども、これは財産目録上のどこに載って、整理されているのでしょうか。お願いします。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 タイヤショベルにつきましては、産業開発公社の備品ということでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 だから、恐らく載っているだろうから、財産目録のどれに載っているのかを教えてもらいたかったのですよ。この説明で、いろいろ分かれていますよね。常識的には……一般会計の中の財産目録のことなのですか。それは何に、数字としてはいくらになるのですか。車両運搬具に入るのですか。違うのであれば、教えてください。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時17分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福田産業課長。

◇産業課長 環境整備事業特別会計になるかと思います。13ページの車両運搬具に含まさっていると思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 今ようやくお答えいただいて、環境整備事業特別会計という中の財産目録と、こういうふうに説明されました。環境整備事業というのは、これを見ると公共施設の環境整備受託、施設管理、幼稚園、小学校、中学校、それから東藻琴高校の施設管理委託、同じように調理業務委託云々と、ずっと出ているんですね。老人福祉センター。タイヤショベルというのは、除雪のために入れたのでしょうか。これに該当するというのは、ちょっと解せないのですけれども。わざわざ……どこに置いてあるのですか、そもそも。私は、こういうふうに理解していたのですよ。メルヘン公園を中心とした、今現在あるところの、その周辺管理に必要なために購入したものだと解釈していたのですが、違うのですか。担当課長は当時、産業開発公社にいて、購入に当たった人でしょう。それを公共施設の管理事業の中にといたら、ちょっと私が、飲み込みが悪いのかもしれないので、わかるように説明してください。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 私がいた時点のときは、空港の駐車場の除雪をやっておりましたので、この特別会計、環境整備事業のところに載せたということでございます。2台あるのですが、今現在も冬期間、どちらかは空港駐車場のほうで使用しているというふうにお聞きしております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 わかりましたけれども、もうちょっと詳しく、もっと丁寧に教えてもらいたいのだけれども、要するに女満別空港の消防業務のほうに使うから、空港の。タイヤショベルを入れたという話になりますよね。

(何事か言う者あり)

◇小島議員 駐車場。駐車場のほうに。駐車場の管理事業としてであれば、北海道のほうの仕事を受けた、受託のやつですよ。それで、その経過がよく飲み込めないのですよ。もうちょっと詳しく教えてください。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時23分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福田産業課長。

◇産業課長 11ページになりますけれども、環境整備事業の中で女満別空港の消防業務というものと、女満別空港駐車場の管理業務と2本ございます。女満別空港の消防につきましては、飛行機の離発着のときの飛行機の安全対策ということで、これにつきましては北海道から貸与されている車両を使用して消防業務に当たっております。女満別空港駐車場の管理でございますけれども、これにつきましては、あそこの駐車場を産業開発公社が土地をお借りしているということでございます。お借りして、そこに公社が駐車場の機器を設置して、駐車料金で経営していると。そこに係ります車両につきましては、公社の車両を持ち込み、冬については一部外部委託しておりますけれども、除雪業務に当たっているということでございます。そこに公社の購入しているタイヤショベルが配置されていると。ただ、2台ありますので、1台は間違いなくここの特別会計にあるのですが、もう1台については、ちょっと今、確認しないと、どこに搭載されているかというのは、わからないというような状況でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 課長が何か、わからないことがあると言われたら、質疑しているほうが戸惑ってしまうのですが、確認いたします。空港駐車場の管理業務を受託したのはいつで、私が指摘している除雪用のタイヤショベルを購入した時期は、いつですか。今の課長の話によると、空港駐車場の管理事業のために購入したような印象を受けるようなことを最初に言って、後ほどは2台購入しているのだけれど、どちらなのだろうかみたいな話をするから、時系列的にどうなっているかだけ教えてください。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時28分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時38分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福田産業課長。

◇産業課長 先ほどの御質問のタイヤショベルの件でございますけれども、先ほど2台あるということで説明いたしました。まず1台につきましては、平成14年にメルヘン公園の管理を委託したときに、そのために購入したというものでございます。それは会計でいえば環境整備の会計になっていたのですが、その後指定管理を受けて、指定管理のほうに会計が移っていったということでございます。平成14年に購入したものににつきましては、平成22年に入れかえております。それで、今現在リースということで、リース料については指定管理運営事業特別会計のほうから支出しているということでございます。

それから、もう1台につきましては、平成18年から空港の駐車場の管理ということ、北海道から駐車場を借りて行ったのですが、これではうまくいかないと。除雪経費がかかるということで、平成20年にもう1台購入して、今現在は環境整備事業特別会計のほうに搭載しているということでございます。

それから、先ほど御質問がありました一般会計の地元事業者への加工技術の提供ということですが、いろいろ地元の業者から商品開発で加工についてのノウハウをお聞きされるということがございまして、ここにですね、今まで持っている技術を地元の業者に提供するというようなことだということでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっと前段聞き取れなかったのですが、平成14年は、どういう管理に基づいて購入したと、ちょっと聞こえなかったのですよ。もう一度言っていただけますか。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 平成14年にはメルヘン公園の委託を受けていたということで、その管理に必要ということで購入したということでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 私が想像していたとおりでありまして、平成14年にメルヘン公園のために入れたということは、別な観点からいうと、指定管理になる前でしょうけれども、業務委託を受けていた立場からいうとですね、本来的にはメルヘン公園の管理にかかわるものについては、すべて行政が用意したものでやっているのではないですか。過去は。何でこのタイヤショベルに関して、産業開発公社が平成14年に購入しな

ければいけなかったのかというのが、私には理解できない。だって、メルヘン公園の各施設の備品関係も全部含めて、公有財産として管理されているのではないですか。なぜそういう整理をしたのですかね。当時、あなたが担当していたと思うから聞くのですけれどね。それは町側との協議は、どうなっているのですか。そこが、ちょっと不自然に感じるのです。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時46分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

山下町長。

◇町 長 担当のところは平成14年、今言いましたけれども、直接のその担当ではないので、今時点で詳細に御質疑の内容についてお答えするわけにはいかないかと思います。ただ、小島議員が言われておりました、本来管理を受けていれば、当然その部分の経費というのは町が持つべきというのは、原則論としてそのとおりだというふうに思っております。また、産業開発公社、先ほど御質疑の中でもありましたけれども、税金を払うというようなことに陥るようなことであれば、例えば人件費相当を振りかえるとか、さらにはいろいろな節税対策を行うというようなことも必要なことではないかというような御指摘もありました。私も、そのように思うところもございます。これは推測の域を出ませんけれども、過去のことでいけばそういうような視点というの、ひょっとしたらあったのではないかと、そのように思うところであります。

しかし、過去のことは去るとしながら、先ほど言いました原則論というのは当然のことでございますので、例えば今で言いますと指定管理という形でメルヘン公園などを管理いただいている部分がございます。その協定書と言いましょ、契約書と言いましょ、それに基づいた今の制度にあった形で取り仕切っていかなければならないものと、そのように思っております。

指摘いただいた内容については十分受けとめて、これからそういう、この問題に限らず、指定管理などを受けているほかのところでも同じような事例とならないように、しっかりと目配せをしながら取り扱ってまいりたいと、そのように思っております。

また、公社の将来については、先ほど私が申しましたとおりの感じを持っておりますけれども、当然一つの法人としての考え方もあります。十分出資している大もととして、そのあたりの意思の疎通を図りながら、今後の経営に向けてお互いに努力していくということを、この場で改めてお約束させていただきたいと思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これで、平成２３年度財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第２９ 報告第９号

◇議 長 日程第２９、報告第９号 平成２３年度大空町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇総務課参事 （提案理由説明）

◇議 長 これで、平成２３年度大空町土地開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第３０ 報告第１０号

◇議 長 日程第３０、報告第１０号 平成２３年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

田中産業建設課長。

◇産業建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これで、平成２３年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 ４時００分

再開 午後 ４時００分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第３１ 報告第１１号

◇議 長 日程第３１、報告第１１号 平成２３年定期監査報告についてを議題とします。

監査委員から、平成２３年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

松岡監査委員。

◇監査委員（定期監査報告）

◇議 長 これで平成２３年度定期監査報告については終わります。

◎日程第３２ 報告第１２号

◇議 長 日程第３２、報告第１２号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

松岡監査委員。

◇監査委員（例月出納検査報告）

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から、発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成２４年第２回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼申し上げたいと思います。

国におきましては現在、消費税率の改定法案について、非常に大きな山場を迎えているかと思います。先ほど質疑の中でもありましたように、国民生活への影響というものがどのように波及してくるのかということは、私どもも考えておかなければならないものと、そのように思います。

また、市町村の財政に対する影響というものも必至でありまして、これらもどのようなことが想定されるのかということを十分確認していかなければならないなど、そのように思っているところでございます。

また、地域の方々におけるその地域経済への影響というものもあるのではないかというふうに考えるところであります。国の一つ一つの政策というものが、私ども市町村に、また、こういう田舎の地域においても大きな影響を及ぼすということで、決して無関心ではいられないわけであります。

今後、そういう情報などを収集するとともに、その影響というものを十分推しはかってまいりたいと、そのように考えているところであります。

一方で、社会保障などの問題については、なかなか将来の先行きが見えない状況になっているわけであります。今回の御質疑の中で国民健康保険税の税率の引き上げ等に関して御質疑、また、御指摘をいただきました。私自身も、今の国民健康保険事

業の運営の形態、仕組みというものが、なかなか無理なところにきてしまっているのではないか、そんな印象を強く持っております。こういった社会保障、医療、介護、さらには子育て、さまざまな政策について、国はその将来像を示していただきたいものだ。また、説明責任を果たしていただきたいものだ、そんな思いをしております。

一方で、今回私どもの国民健康保険税の税率を引き上げるといような決断にいたったところでございます。町民の方から見れば、この分野においてもしっかりと説明をせよというようなことが、私どもに言われるのではないか、課せられているのではないかと、そのように思っております。国民健康保険事業の会計でありますので、医療に必要な税額を皆さんから徴収をせねばならないという側面があり、その部分については、ある意味機械的に税率の計算をしながら引き上げをせざるを得なかったというところはあるかもしれませんが、今後のその説明でありますとか、さらにはその対応というようなものにおいては、単に機械的に行うのではなくて、人として、血の通った対応をしっかりとしていかなければならないものと、そのように感じております。担当課とそのあたりについて十分打合せをしながら、私自身も対処してまいりたいと、そのように思っております。皆様方からも、今後御指導、また、いろいろなところでの御理解を賜りますようお願い申し上げますところでございます。

今定例会は2日間でありましたけれども、いろいろ思うところはたくさんありますけれども、今言いましたところを旨に、一つの議会を終了した後、今度は町民に對峙をしながら説明をしていく、その方向に向けて努力してまいりたいと、そのように思うことを一言申し上げて、お礼にかえさせていただきたいと思ひます。

2日間、どうもありがとうございました。

◇議 長 平成24年第2回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後4時10分